

平成 30 年 第 1 回 (定例)
須恵町議会会議録

平成 30 年 3 月 2 日
平成 30 年 3 月 7 日
平成 30 年 3 月 12 日
平成 30 年 3 月 20 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (3 月 2 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	5
議会報告	9
議案第 10 号	14
議案第 11 号	15
議案第 12 号	16
議案第 13 号	18
議案第 14 号	19
議案第 15 号	21
議案第 16 号	22
議案第 17 号	24
議案第 18 号	25
議案第 19 号	26
議案第 20 号	27
議案第 21 号	28
議案第 22 号	29
議案第 23 号	30
議案第 24 号	32
議案第 25 号	34
議案第 26 号	34
議案第 27 号	35
議案第 28 号	36
散会	37

第 2 号 (3 月 7 日)

議事日程	38
------	----

本日の会議に付した事件	38
出席議員	38
欠席議員	39
議会事務局職員出席者	39
説明のため出席した者	39
開議宣言	40
議案第11号	40
議案第12号	41
議案第13号	42
議案第14号	44
議案第15号	45
議案第16号	46
議案第17号	47
散会	48

第3号(3月12日)

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
議会事務局職員出席者	49
説明のため出席した者	49
開議宣言	50
8番議員 猪谷繁幸	50
14番議員 今村桂子	52
1番議員 児玉求	61
7番議員 松山力弥	74
散会	82

第4号(3月20日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	84
欠席議員	84
議会事務局職員出席者	84
説明のため出席した者	84

開 議 宣 言	85
議案第 18号	85
議案第 19号	86
議案第 20号	87
議案第 21号	88
議案第 23号	89
議案第 24号	93
議案第 25号	94
議案第 26号	94
議案第 27号	95
議案第 28号	95
委員会の閉会中の継続調査について	98
閉 会	98

平成30年 第1回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年3月2日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 町長諸報告

日程第 4 議会報告

日程第 5 議案第10号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 6 議案第11号 町道路線の認定について

日程第 7 議案第12号 平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）

日程第 8 議案第13号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第14号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 10 議案第15号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 11 議案第16号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 12 議案第17号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第 13 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について

日程第 14 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第 16 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 17 議案第22号 須恵町固定資産評価員の選任について

日程第 18 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について

日程第 19 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

日程第 20 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について

日程第 21 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について

日程第 22 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第 23 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 10 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 6 議案第 11 号 町道路線の認定について
日程第 7 議案第 12 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8 議案第 13 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9 議案第 14 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10 議案第 15 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 11 議案第 16 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12 議案第 17 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 13 議案第 18 号 須恵町西作業所設置条例の制定について
日程第 14 議案第 19 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 15 議案第 20 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16 議案第 21 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 17 議案第 22 号 須恵町固定資産評価員の選任について
日程第 18 議案第 23 号 平成 30 年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 19 議案第 24 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 20 議案第 25 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 21 議案第 26 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 22 議案第 27 号 平成 30 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第 23 議案第 28 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出 席 議 員 (13名)

2番	世 利 孝 志	3番	白 水 勝 元
5番	三 角 栄 重	6番	田 ノ 上 真
7番	松 山 力 弥	8番	猪 谷 繁 幸
9番	田 原 重 美	10番	合 屋 伸 好
11番	原 野 敏 彦	12番	三 上 政 義
13番	柴 田 真 人	14番	今 村 桂 子
15番	三 角 良 人		

欠席議員(1名)

1番児玉求

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稻永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聰士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。中嶋町長最後の定例会になっておりますので、しっかりと意見を出していただきたいと思います。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があつておる、許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。

ただいまから平成30年第1回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、児玉求君より3月7日までの欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。平成30年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月23日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第1回定例会の運営について協議、討論いたしました。

今回提出された議案は19件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会6件、予算審査特別委員会7件で、議案第23号から議案第28号までの平成30年度当初予算については一括議題といたします。また、議案第10号は提案理由の説明後、質疑、討論、採決、議案第22号は人事案件ですので、討論を省略し、採決を行います。

次に、日程についてですが、中本会議を3月7日午前10時から、終了後、全員協議会、8日は午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会、一般質問は12日午前9時から行います。3月20日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月20日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月20日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番議員、10番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 3月議会を招集しましたところ、私にとりましては64回目の議会ということになります。全員おそろいでと言いたいところでございますが、1名の欠席がございまして残念でございますが、それでは諸報告を申し上げます。

平成30年度一般会計当初予算について

平成30年度一般会計当初予算の説明をいたします。

平成30年度、一般会計の歳入歳出当初予算は80億円で、前年度当初と比較いたしますと3億5,000万円の減額、伸び率はマイナスの4.2%でございます。これは今回選挙がございますので経常的な経費を上げておるということで、補正要素が多分に出てくるということになります。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は3.0%の増、法人町民税は6.6%の増、固定資産税につきましては、0.8%の増となっております。町全体といたしましては、町税として1.6%の増、4,400万円余りの增收を見込んでおります。

国家予算の約2割を占めます地方交付税でございますが、平成30年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースで交付額は、29年度比として2.0%減を見込んで計上しておりますことから、本町への交付税は18億4,000万円、一番多いころで24億円、一番少ないときで17億円というのがあったわけでございますが、それに次ぐ低い交付税の額、それは自主財源と申しますか税収が伸びてきておるという関係と災害等の問題が起こってるということで、交付税の税収を少なく見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、1.2%の減、8億6,000万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を3%減の3億2,000万円計上いたしております。

そのほかに、第三小学校校舎改修工事、（仮称）多目的公園整備事業、防災行政無線整備事業、道路改良事業などに合計で4億4,450万円計上いたしております。

なお、歳入歳出収支不足の財源措置としましては、財政調整基金から繰入金2億5,000万円で対応いたしております。

次に、歳出予算でございますが、まず義務的経費の人事費でございますが、先に職員数の状況を報告しますと、29年度の退職者が5名、採用職員は30年1月に2人、4月に4人となりまして、全職員数は前年度から1人増の149人になります。再任用職員5名を合わせますと

154人になるわけでございます。

一般会計におきまして、平均年齢は前年度から1歳上がりまして39歳になります。平均給料月額は、そのことによって3,761円上がっております。

維持補修は小中学校の修繕など600万円の減により、8.4%の減になっております。

補助費等については、認定こども園のいわゆる明道館の実質負担金が6,700万円の増、粕屋南部消防本部負担金が2,700万円の増などがあります。起債の償還時により、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が1億700万円の減となっており、5.2%の減となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が2,300万円の増、須恵めぐみ保育園及びわかすぎの杜保育園の保育実施委託料が合わせて1,500万円の増などにより、1.1%の増となっております。

物件費は、保育士派遣業務委託料が700万円の増、新規で議場システムリースに900万円などにより、1.8%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業でございますが、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修に8,500万円、須恵町多目的公園造成に3,000万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修事業に5,400万円を計上いたしております。交通の安全確保、あるいは生活環境の維持、向上を図ってまいりたいと思っております。

また、防災関係につきましては、交付税措置のある起債を活用して防災行政無線のデジタル化による再整備及び庁舎の非常用電源装置の改修を平成30年度に実施設計、31年度に施工を行い防災機能の向上を図っております。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかの繰出金など、合わせまして12億9,200万円を計上いたしております。

以上、平成30年度の一般会計当初予算の報告でございますが、事業費は最小限に抑え、本年度も「不要」「不急」の予算は削減いたして、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んで予算編成をいたしてきたものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着をもって生きがいを実感できる、安全安心な魅力あるまちづくりに邁進してまいりたいと思いますので、今後とも、議員各位を初め、町民の皆様に御理解と御協力をいただきますことをあわせてお願ひ申し上げます。

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算でございますが、予算総額は30億3,000万円、前年度に比較して率で20.6%、金額で7億8,600万円の大幅減となっています。

平成30年度は、県が国民健康保険の財源運営の主体となる制度改革の初年度になります。今

まで直接町の歳入で計上してまいりました国庫支出金、診療報酬支払基金・国保連合会からの交付金、歳出に計上してまいりました同団体への納付金、拠出金等が県の国民健康保険特別会計で管理されることになり、町の財政規模は大幅に縮小されております。

30年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行、あるいは社会保険への加入などによりまして、この1年で約280人が減少し、6,200人ほどとなる見込みで、予算編成をいたしております。

具体的には、歳出におきましては、保険給付費を対前年度比1億1,000万円減額、新規に県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した国民健康保険事業費納付金を7億4,000万円予算計上いたしております。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率、標準保険税率を参考にした結果、対前年度比1,400万円の減額となり、保険給付に必要な費用を県が市町村に支払う保険給付費等交付金を新規に22億4,000万円予算計上いたしております。

今回の制度改革により、多額な公費が投入され、県が財政運営主体となることにより、一般会計からの赤字補填は当初予算ベースで対前年度比9,900万円の減額となりました。

今後は、住民に一番身近な市町村はこれまでどおり資格管理、保険給付、保険税率の決定及び賦課・徴収、保健事業の実施等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなります、県と連携し、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援御指導を賜りますようよろしくお願ひいたします。

平成30年度水道事業会計予算について

次に、平成30年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億4,755万2,000円で、前年比0.9%の増、金額にして589万円の増でございます。これは水道申込み加入金の増によるものでございます。

支出額は5億7,339万7,000円で、前年度比3.3%の増、金額にして1,825万3,000円の増でございます。

これは、減価償却費、配水管等施設改良工事により設置された施設及び機械の減価償却が開始したことによるもの、また水道企業団からの受水費の軽減措置が終了したことによる増でございます。30年度の収支は7,415万5,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額でございますが3,500万円で、前年度比85.5%の減、これは配水施設改良に伴う企業債及び国庫補助金の減によるものでございます。

支出額は2億3,773万6,000円で、前年度比39.3%の減でございます。配水管施設改良費の減によるものでございます。不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を主として施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

自然食普及センター販売所の通称名決定及び共生のまちづくりの事務所移動について

次に、自然食普及センター販売所の通称名が決定いたしましたので、またそれと共生のまちづくりの事務所が移転することについて報告させていただきます。

このたび、自然食普及センター販売所の通称名、愛称と申しますか、が決定いたしましたので御報告を申し上げます。

自然食普及センターが、町内外のたくさんの方々の利用のおかげで、30年間以上続いておりますことに大変感謝いたしております。

昭和54年全国でも珍しい健康課を設置し、食からの健康づくりを柱として、昭和59年に自然食普及センターをオープンいたしました。これからも町民皆様に安心安全な食材等を供給できるよう、そして今まで以上に親しんでいただき魅力を感じていただくために、昨年12月の広報すえで通称名を募集いたしました。応募の中から、厳選なる審査により、自然を意味するナチュラルと須恵町のすえを合わせた「なちゅらす」に決定いたしました。また、店の出入り口をより入りやすいように位置を変更したりとリニューアルしております。

引き続き「なちゅらす」では、須恵町の特産である養生味噌・有精卵・お茶・だしの素・油・歯磨き等400種以上の商品をそろえて販売いたしております。ぜひ議員の皆様方も「なちゅらす」へ足を運んでいただきますようお願い申し上げます。

須恵町共生のまちづくり推進協議会の事務局が平成30年4月1日をもって、現在オイコス1階事務所から2階へ移動することになりました。

須恵町共生のまちづくり推進協議会とは、オイコスの設立と同時に立ち上げられ、町民の自発的なボランティア活動を促進し、ボランティア団体の管理運営組織としてその役割を持っております。今後もボランティア団体の拠点として活動していただきたいと考えております。

敬老祝い金70歳廃止理由について

最後に、敬老祝い金70歳の廃止についてでございます。

本町は、昭和43年より高齢者に敬老の意を表し、老人の福祉を図ることを目的として敬老祝い金を支給してまいりましたが、平均寿命の向上・社会情勢等の変化に伴い、高齢者の概念は変わりつつあります。安倍首相が提唱いたします働き方改革では、高齢者が健康で、意欲と能力ある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現を目指しており、70歳でも現役で働いている高齢者はたくさんおられます。

本町の考えとしては、70歳を高齢者として捉えるものではなくて、あくまでも現役の社会の担い手として考えております。また、糟屋地区内においても70歳を対象としているのは本町

と新宮町のみとなっておることから、来年度は支給対象から 70 歳を外すようにいたしました。

あわせて障害者福祉手当も廃止いたします。これは身障者会の会長に報告了解済でございます。そのことによって、約 900 万円の予算額が少なくなるということでございます。

障害者福祉手当というのは、須恵町だけが今まで払っておったというものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に關係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

平成30年2月7日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

第2号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の増額にそれぞれ 3,344 万 4,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,622 万 9,000 円とするもので、これは前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決されました。

第3号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 5,917 万 円 6,000 円と定めるもので、前年度予算比 639 万 1,000 円の増で、主な要因は、歳入において前年度の火葬件数がふえたため葬祭場使用料の増、歳出では火葬予約システムの導入委託などの増によるもので、全員賛成で可決されました。

なお、詳細につきましては議員控室差に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑の議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年2月15日に粕屋南部消防本部において第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、職員の給料月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により手数料の標準額が改定されたため条例の一部を改正するもので、消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所等の設置許可申請に対する審査や完成前検査など手数料の改正ですが、南部消防署管内には当該対象となるタンクはありません。全員賛成で可決しました。

議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,273万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,605万8,000円とするものです。

主なものとして、歳出の消防費において、県防災行政無線整備負担金では計画年度の延長により、共同運用整備負担金では事業執行残により減額、消防車両寄贈による備品購入費の減額となっております。

なお、29年度分の須恵町の分担金については603万6,888円の減額となります。全員賛成で可決しました。

議案第6号平成29年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,001万5,000円とするものです。

これは、前年度決算額における繰越金の決定による増及び年度末における決算見込みによる減

額となっています。全員賛成で可決しました。

議案第7号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,217万4,000円と定めるもので、前年度と比べ1億2,621万6,000円の減となっています。

減額の主なものとして、消防費の備品購入費で、車両更新が平成29年度までで終了しており、30年度予算の計上がないためとなっています。

30年度分の須恵町の分担金は3億1,036万7,598円となっています。

消防費の委託料、はしご車オーバーホールでは、はしご車のワイヤーは目視で点検するのかとの質疑、また5年を経過するだけでの取りかえは中止してほしい、取りかえた場合はワイヤーを引き取り、売却して少しでも経費を浮かせるべきではとの意見がありました。

そのほか、福岡市に一本化した指令センターの稼働により、これまで南部消防署の指令センターに従事していた職員について質疑があり、南部消防組合の通信指令業務は3名の3交代制で9名、そのうち3名を消防通信指令業務委託として福岡市に派遣し、残り6名については配置転換しているとの回答があり、全員賛成で可決しました。

議案第8号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,960万6,000円と定めるもので、前年度と比べ1,373万8,000円の増となっています。

歳入の繰入金1,500万については、繰入金額が多いのではないかとの質疑があり、休日診療所事業は収入額に対し支出額が増加しており、9割以上が診療報酬額である。毎年11月から2月にインフルエンザの流行による患者数が増加しているが、医療報酬は2から3カ月後の支払いとなるため、医師、看護師などの給与支払いが困難になりつつあり、毎年300万円ほどの補正を行っている状況。30年度は基金を取り崩し繰入金に充てているとの回答があり、全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町田川議員より、「第5次粕屋南部消防組合消防力整備計画」の実施計画に基づく取り組みと進捗状況について質問がなされ、施設体系に沿った進捗状況等の答弁がありました。

なお、須恵町の平成29年火災・救助・救急状況は、火災3件（前年度比4件減）、救助14件（前年比8件増）、救急1,153件（前年比5件増）となっています。

詳細につきましては議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、

三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成30年1月31日に第1回臨時会、2月27日に第1回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

第1回臨時会、選挙第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議長の選挙については、指名推選により、私三上政義が当選、選挙第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の副議長選挙については、福岡市の鶴田博氏が当選しました。

議案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任については、久山町阿部哲氏で、全員賛成で同意しました。

第1回定例会、議案第2号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、規約を変更するため議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号平成29年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ576万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,531万8,000円とするもので、事業費において宇美事業区における森林作業道工事の中止などにより減額となっております。全員賛成で可決いたしました。

議案第3号は、平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,311万8,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,170万8,000円の減となっています。これも事業費において、森林作業道開設工事量の減によるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 平成30年2月27日第1回定例会が開催されました。

組合長報告では、し尿処理施設酒水園について、放流水は安定した水質が維持されており、平成28年11月から平成29年10月までの1年間に1万2,998キロリットルのし尿を処理しております。前年度同期比較1,155.3キロリットル、約8.16%減量、管理経費を削減

しながら順調に処理業務が行われています。今後も状況に応じた対策、修繕を行いながら処理業務を行っていきます。

クリーンパークわかすぎの運営・管理については、RDF施設及びリサイクルプラザとともに順調に稼働していますが、施設が16年目となり老朽化が進んでいるため、点検・維持補修を繰り返しながら操業しています。

RDF施設では、平成28年11月から平成29年10月までの1年間に4万3,125.53トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しています。

リサイクルプラザでは、同期間に2,615.51トンの不燃・粗大ごみを処理しており、平成29年4月から平成30年1月分までアルミ缶・スチール缶合わせて約118トン、ペットボトル約158トン、破碎鉄、その他金属類約501トンを資源有価物として売却し、約3,400万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電事業関連については、平成30年1月23日に第1回運営協議会が行われ、平成30年度事業計画案に対し、加入組合全員賛成により可決され、あわせて平成31年度以降34年度までの長期事業計画については、毎年見直しを行うとの説明がありました。

またこの決定により、平成30年度のRDF処理委託料単価は平成29年度のトン当たり1万500円から7,150円となり、3,350円の減額となりました。

事業延長に関する地元対策事業については、平成28年度から3カ年で終了する予定で進めており、平成30年度が最終年度との報告がありました。

続きまして議案ですが、議案第2号平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算について。

主なものとしては、歳入は構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっています。

須恵町負担金につきましては824万円の減額となっております。

歳出では、決算見込みによる一般管理費、需用費、委託料の減、衛生費、薬品費減額補正が主なもので、全員賛成で可決しています。

議案第3号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算、歳入歳出予算の総額はそれぞれ17億3,531万8,000円で、前年度比3億9,084万8,000円の減、18.38%の減額となっています。

須恵町の分担金は3億5,875万2,000円で、前年度比1億713万6,000円減額となっています。全員賛成で可決しています。

議案第4号須恵町外二ヶ町清掃施設組合財政調整基金条例の制定についての提案がされました。

大牟田リサイクル発電事業が平成32年度末に事業終了することが決定され、その解体等の事業費を基金として積み立てる目的の基金条例です。

議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合長期継続契約に関する条例の制定については、組合において長期継続契約に関する条例がなかったためこれを制定し、事務用機器や車両、施設の保守管理業務等の委託契約に運用する目的です。

議案第4号、第5号、それぞれ全員賛成で可決しています。

なお、議案書等は控室に置いておりますので御参照ください。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第10号及び議案第22号は、議会運営委員会報告にもありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第23号から議案第28号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。議案書は1ページをお願いします。

議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

提案理由としまして、平成30年3月31日限りで当該組合の構成団体であります豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、組合規約を変更するため本議会の議決を求めるものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

まず別表第1は、第2条関係で組合を組織する地方公共団体を掲げるものです。別表第2は第

5条関係で、組合議会議員の定数及び選挙の方法を掲げるものです。いずれも下線部分のとおり、豊前広域環境施設組合を各表から削るものです。

前のページ、2ページに戻っていただきまして附則のところです。この規約は、平成30年4月1日から施行する。

以上のとおりよろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入れます。議案第10号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） おはようございます。議案書は4ページをお願いいたします。
議案第11号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、町道路線網の整備を図るため町道路線の認定の必要が生じたので提案するもので、今回路線の認定は4路線でございます。

次の、議案書5ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道689、路線名須恵・上の原2号線、起点、須恵字上原980番16地先から、終点、須恵字上原980番12地先まで、延長34.6メートル、最大幅員12.8メートル、最小幅員6.0メートル、認定理由は一般公共道路として新規認定のためでございます。

ほか3路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

図面番号①から③につきましては現在町が維持管理を行っており、現地精査の結果、新規認定を行うものでございます。

図面番号④につきましては、平成19年に福岡県から移管を受け、町道須恵・粕屋線として認

定をしておりましたが、車道と歩道の間にJRの軌道敷があるため、車道部、歩道部を切り分け、歩道部のみを甲種木駅前4号線として単独認定するものでございます。

路線図を9ページに添付いたしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は10ページをお願いします。

議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。別冊の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,125万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,508万円とするものです。

第2項では、第1表で歳入歳出予算補正を、続く第2条では、第2表地方債補正で変更をいたします。

次の2ページをお願いします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

年度末の補正でございますので、地方交付税を初め国、県補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的に計上しております。

9款から20款までございますが、主なものを申し上げます。

9款1項地方交付税は、普通交付税と特別交付税があるわけですが、ここでは既に決定されております普通交付税額17億3,721万円に合わせまして3,721万円を増額補正しております。

13款1項国庫負担金1,197万4,000円の減額は、主に児童手当に係る減額でございます。

2項国庫補助金は、社会资本整備総合交付金4,024万円に合わせまして2,301万円の減額としております。

16款1項寄附金1,152万1,000円は、主にふるさと応援寄附金の増額をしております。

18款1項繰越金は、前年度決算収支額2億5,929万7,000円に合わせまして、7,114万4,000円の増額補正をしております。

そうしまして、これまで歳入予算不足を賄っておりました17款1項の繰入金でございますが、財政調整基金の取り崩し、およそ5億1,000万円としておったところを2億円弱までに抑え、減額3億1,210万円の減額補正を行っております。

次の3ページをお願いします。歳出でございます。

全体的に、年度末の決算見込みからの予算執行残、不用額の減額を行っております。主だったところを御説明いたします。

2款1項総務管理費1,105万4,000円の減額は、総務課及びまちづくり課予算の不用額になります。

4項選挙費124万6,000円は、4月の町長選挙関係の予算で、この3月に係る経費を計上いたしております。

3款民生費の主な減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、児童手当、保育士・幼稚園教諭等の臨時雇い賃金などでございます。

4款衛生費の主な減額は、清掃施設組合負担金の減額になります。

6款農林水産業費では、旅石地区水路改良工事請負費執行残の減額。

8款土木費では、道路新設改良及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

9款消防費、10款教育費、12款公債費も同様に、賃金、委託料、工事請負費、負担金、補助金などの執行残、不用額の減額補正を行っております。

続きまして、5ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

これは、歳入の補正予算、20款の町債の減額7,852万3,000円の内容になります。

既に決定されております臨時財政対策債及び3件の事業費減に伴います起債、合計4件の地方債限度額を表のとおり変更し、減額するものです。

起債の方法、利率等に変更はございません。

以上のとおり、本議会に提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。
委員長に今村桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

日程第8. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の11ページをお願いします。

議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億226万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,409万5,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、37ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税110万円の増額は、30年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款の国庫支出金から7款の共同事業交付金までは、交付金等の申請及び交付決定通知による増額補正でございます。

8款1項他会計繰入金1,070万9,000円の増額は、保険基盤安定繰入金、財政安定繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

10款諸収入215万8,000円の増額は、延滞金、第三者納付金等の収入済額により補正をしております。

続いて38ページ、歳出でございます。

1款総務費30万6,000円の減額は、需用費、役務費等の決算見込み額によるものです。

2款保険給付費1項療養諸費2,000万円の減額、2項高額療養費500万円の増額も決算見込みによる増額補正です。

3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増額補正で、7款共同事業拠出金は国保連合会からの確定通知による減額補正でございます。

8款1項特定健康診査等事業費92万9,000円の減額は、決算見込みによる補正を、9款1項償還金及び還付加算金3,133万4,000円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といいます。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

日程第9. 議案第14号

○議長（三角 良人） 議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の55ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,000万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。
次のページ、56ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項後期高齢者医療保険料930万円の減額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定をしました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金3万4,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合からの通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,441万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,258万6,000円を含めたところの補正です。

5款諸収入53万円の増額は、決算見込みによる補正です。

次に、歳出です。

57ページをお願いいたします。

1款2項徴収費24万円の減額は、3町の共同発注により印刷製本の単価が下がったことによる執行残の減額を。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金626万9,000円の増額は、歳入歳出予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

4款予備費は全額減額しております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を文教厚生委員会に付託したいと

思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 議案書の13ページをお願いします。

議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の64ページをお願いします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ606万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億732万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

繰越明許費。第3条、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費により御説明いたします。

65ページをお願いします。

歳入です。

主なものは、1款1項負担金、補正額3,300万円は、決算見込みにより受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額520万円も決算見込みにより増額補正しております。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス2,189万8,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額197万5,000円は、前年度の還付消費税が確定しま

したので増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス2,490万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等に伴う減額補正でございます。

66ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額1,932万7,000円は、委託料、負担金補助及び交付金、補償費の執行残で750万円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,682万7,000円を計上し、これらを差し引いた補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス1,920万円は、委託料、工事請負費の落札残及び負担金、補償補填及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

67ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円を2,090万円に変更。これは、平成29年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億1,490万円を1億9,980万円に変更。これは、町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

68ページをお願いします。

第3表繰越明許費。

2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額5,500万円は、上須恵地区管渠築造工事について、河川占用許可を得られず29年度中に着工できなかったため翌年度に繰り越すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の14ページをお願いいたします。

議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の77ページをお願いします。

平成29年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,871万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

78ページをお願いします。

歳入です。

1款1項分担金、補正額13万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額補正しております。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス383万7,000円は、一般会計繰入金の收支調整による減額でございます。

4款1項繰越金、補正額341万6,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

79ページをお願いします。

歳出でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス28万2,000円は、平成28年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の15ページをお願いします。

議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の84ページをお願いします。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款第1項営業収益、補正額1,500万円は、手数料の決算見込みによる増額でございます。

支出。

第1款第1項営業費用、補正額マイナス450万円。主なものは原淨費及び配給費の委託料、材料費、修繕費、路面復旧費、受水費等の決算見込みによる減額でございます。

第2項営業外費用、補正額マイナス60万円。前年度に借り入れた企業債の利率の確定に伴う減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款第1項負担金、補正額マイナス400万円は、移設補償費に伴う工事負担金の減額でございます。

第2項企業債、補正額マイナス2,630万円は、緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

支出。

第1款第1項改良費、補正額マイナス4,500万円は、配水管等施設改良に伴う工事請負費

の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,577万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

85ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

起債の目的、水道事業債、変更前限度額1億6,520万円を変更後1億3,890万円に、緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤 義一） おはようございます。議案書16ページでございます。

議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてでございます。

提案理由。旧西幼稚園園舎を新たに須恵町西作業所として設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

次の17ページをお願いします。

須恵町西作業所設置条例。

第1条、設置。

第2条、名称及び位置。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと

思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため、並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一を改正する必要が生じたので提案するものです。

19ページ、20ページに改め分、21ページ以降に新旧対照表をつけております。

詳細については新旧対照表で説明いたします。

21ページをお願いいたします。

第3条、課税額について。第1項の構成を変更し、第1号では基礎課税額、医療費給付分のことですけれど、について、第2号では、後期高齢者支援金等課税額について、第3号については、介護納付金課税額について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる旨改正しております。

また、次のページ、2項、3項、4項は、それぞれを示す第1項の号番号を追加しております。

第4条、第6条、次のページの第6条の2では、基礎課税額の税率を改定し、第9条から第10条の2で介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。

一番下の第15条から25ページの第25条前段までは、文言、読点の追加と精査による改正を。

第25条第1項で、7割軽減の世帯の納税義務者について。

次のページ、26ページの第2号で、5割軽減世帯の納税義務者について。一番下の第3号で、2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を税率改定に伴い行うものです。

27ページ中央、第25条の2から最後のページ、31ページの同条13項までは精査による

改正です。

20ページに戻っていただきて、下のほうですけど、附則第1項でこの条例は平成30年4月1日から施行するとし、2項でこの条例の規定は平成30年以降の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しによる条文の追加と整備が主なものです。

33ページに改め分、34、35ページに新旧対照表をつけております。詳細については、新旧対照表で説明します。

34ページをお願いいたします。

一番上の3条、須恵町が保険料を徴収すべき被保険者についての改正でございます。

第2号では、病院や診療所への入院する被保険者について。

第3号及び第4号は、継続して2つ以上の病院に入院した場合の被保険者について。他の広域連合との間でも準用する旨の文言を追加しております。

第5号では、国保加入中に住所地特例対象施設に入所したものが75歳に到達したときの住所地特例の見直しがなされています。

次に、附則の第2条、次のページをお願いします。

これは、後期高齢者医療制度が始まった際に被用者保険等の被扶養者だったものが、後期高齢者医療の被保険者になったことによる平成20年度のみの保険料の納付時期の特例措置について削除が行われたものです。

その下、附則第2条が削除されましたので、第3条は第2条へ条ずれいたします。

33ページ戻っていただいて、中ほどです。附則です。この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、町の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更と文言の追加です。

37ページに改め分、38ページに新旧対照表をつけております。

詳細は新旧対照表で説明いたします。

38ページをお願いいたします。

目次及び見出しを含む条文内の須恵町が行う国民健康保険を、須恵町が行う国民健康保険の事務に「事務に」を追加する形です。

それと、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正するものです。

37ページに戻っていただき、中ほど附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第22号須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 39ページでございます。

議案第22号須恵町固定資産評価員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木353番地、氏名、今泉俊裕、生年月日、昭和31年10月1日、任期、平成30年4月1日から前任者の残任期間でございます。

提案理由としては、現在固定資産評価員であります平松秀一氏が30年3月31日をもって辞任のために、その後任について提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に

御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第22号須恵町固定資産評価員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

日程第23. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第19、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第20、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第21、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第22、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第23、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第23号について、満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は41ページをお願いします。

議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算書を別冊のとおり提出しますので、本議会の議決を求めるものです。

では、別冊の平成30年度の一般会計歳入歳出予算書、当初予算書で主な内容を御説明いたします。1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億円と定める。前年度と比較しますと3億5,000万円、4.2%の減となっております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。

第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為によります。

一時借入金、第4条では、最高額を6億円と定め、歳出予算の流用、第5条では、給料、職員手当等の人物費については同一款内で流用ができる旨を規定しております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から、構成比が大きいものから順に3つほど、前年度と比較しながら申し上げてまいります。

なお、前年度比較につきましては、11ページから13ページの総括表、歳入歳出にも示しておりますので、あわせて御参照ください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は、28億3,347万6,000円、歳入全体の35.4%でプラス2ポイントなっております。対前年度比較は4,445万円、1.6%の增收を見込んでおります。

次に、9款地方交付税は18億4,500万円、歳入全体の23.1%で、プラス0.4ポイントとなっております。対前年度比較は減額の5,500万円、2.9%の減になります。

次の、4ページをお願いいたします。13款国庫支出金は8億5,912万円、歳入全体の10.7%で、プラス0.3ポイントです。対前年度比較は減額の1,070万8,000円、1.2%の減になります。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で歳入予算のおよそ7割を占めることになります。

ほか、対前年度比較で大きく減額となっているところを2つほど申し上げます。

17款繰入金が2億6,000万円、20款町債が1億320万円の大幅な減額となっております。これは次の歳出でも御説明いたしますが、組合負担金や特別会計繰出金、建設事業費の減額などが一つの要因でございます。

なお、町債の内容は後ほど第2表地方債で御説明いたします。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から9款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は65.9%で、2.9ポイント上昇しております。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど、前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は33億43万8,000円、歳出全体の41.3%で、プラス1.6ポイントとなっております。対前年度比較は減額の1,795万円、0.5%の減になります。

平成30年度に国民健康保険制度が大きく変わることから、国民健康保険特別会計への繰出金がございます1項の社会福祉費が9,500万円ほど減額となっております。

次に、10款教育費10億3,838万3,000円、歳出全体の13%で、プラス1.8ポイントとなっております。対前年度比較は増額の1億719万4,000円で、11.5%の増になります。3カ年計画で、須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事などを行ってまいります。

次に、2款総務費、4款衛生費と続きまして、その構成比は11.6%、11.4%とほとんど差はございませんが、4款衛生費は清掃施設組合負担金が1億700万円の大きな減額となっているため、対前年度比較では8.6%の減となっております。

また、歳出予算を性質別で見てみると、道路改良工事請負費などの普通建設事業費が対前年度比較で2億6,000万円ほど減額となり、伸び率はマイナスの43.3%となっておりまして、前年度に比べ事業費を抑えた予算となっております。

ほか、いわゆる町の借金返済に当たります公債費は3,700万円の減額、前年度に引き続きマイナス6.6%となっております。

次に、8ページの第2表地方債でございます。

起債の目的を、限度額の大きいものから申し上げますと、臨時財政対策債3億2,000万円は、前年度とほぼ同額です。

次に、須恵第三小学校校舎改修事業債6,370万円、ほか道路改良事業債と続きまして全部で7本、4億4,450万円の起債を上げております。起債の方法は証書借入、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、9ページ、第3表債務負担行為は1件でございます。町内の防災行政無線整備工事に係ります設計管理業務の委託でございます。期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額1,500万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上のとおり、平成30年度に必要な予算を提出いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第24号及び議案第25号について、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成30年度特別会計歳入歳出予算で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億3,000万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

まず歳入から説明します。次の3ページをお願いいたします。

予算科目も大きく変わっておりますので、少額でも新規に計上したものについては説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、5億2,390万円、対前年度との予算の比較で1,420万

2,000円の減額です。税率改定後の数値で、平成30年度、平均被保険者見込み数と平成20年中の所得により試算を行っております。

3款1項国庫補助金は、災害臨時特例国庫補助金の頭出しの1,000円です。新規計上で震災による保険税の減免に対する補助金です。

4款1項県補助金、22億4,353万9,000円の新規計上の保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものです。

2項財政安定化基金県交付金1,000円は、国保財政の安定化のため県が設置した基金から、災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付されるものです。

5款1項他会計繰入金、2億6,102万9,000円、対前年度比較9,977万8,000円の減額で、主に収支不足のその他一般会計繰入金の減額によるものです。

8款1項財政安定化基金貸付金1,000円は、県が設置した財政安定化基金から、保険給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合の貸付金です。

続きまして、4ページ、5ページの歳出をお願いします。

1款総務費、3,531万4,000円は、人件費が主なものですが、医療費適正化及び収納率向上特別対策費の予算の組みかえにより、対前年度比較1,737万3,000円の減額となっております。

2款保険給付費、22億1,355万1,000円、対前年度比較1億1,154万5,000円の減額です。

1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、被保険者の減少により医療費総額も減少すると見込んでいます。

3款国民健康保険事業費納付金、7億4,440万4,000円、これも30年度から新しく計上される科目で、県全体の保険給付費について国県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

5款財政安定化基金拠出金1,000円は、基金からの交付金、貸付金により取り崩した額に対して、政令で定めるところにより市町村が徴収されるものです。同時に県は、市町村総額の3倍に相当する額を、国は県の3分の1を負担することになります。

6款1項保健事業費、1,248万6,000円、2項特定健康診査等医療費1,891万4,000円は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制する予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた予算を計上しております。

7款1項財政安定化基金償還金1,000円は、基金から貸付を受けた場合の償還金です。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、議案書43ページです。

議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は43ページですけど、このまま当初予算書で説明させていただきます。予算書の57ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,600万円と定める。

前年度と比較しますと、4.5%、1,400万円の増額となっております。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次のページ、59ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、2億3,100万円、対前年度比較1.6%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金、131万8,000円は、歳出に計上しておりますシステム改修業務委託料に対する補助金です。

4款1項他会計繰入金9,362万4,000円、対前年度比較10.6%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と、保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次のページ、60ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費912万9,000円、対前年度比較62.8%の増でございます。職員1人分の人件費と後期高齢者医療保険料、軽減特例見直しに伴うシステム改修業務委託料が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億1,521万8,000円、対前年度比較3.4%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしたものと広域連合へ納付するものでございます。

以上、30年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 昼食時間にかかると思いますが、このまま議事を進行したいと思います。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしですね、はい。

続いて、議案第26号から議案28号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、別冊の特別会計歳入歳出予算書の85ページをお願いします。

議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成30年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億8,300万円と定めるもので

ございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の87ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金、1,332万1,000円、前年比25.9%の減は、供用開始面積の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料、2億6,039万4,000円、前年比5.9%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金、1億2,100万円、前年比5.5%の減でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金、3億707万9,000円、前年比3.2%の増でございます。

2項基金繰入金、3,169万6,000円、前年比4.2%の減は、平成26年度から29年度までの基金積み立てから当該年度の平成30年度への基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、300万円、前年度と同額でございます。

8款町債1項町債、4億4,650万円、前年比17.0%の増でございます。管渠築造工事等の増によるものでございます。

次の88ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費、2億195万3,000円、前年比0.7%の減は受益者負担金前納報奨金の減によるものでございます。

2款1項下水道事業費、5億496万3,000円、前年比14.4%の増は、管渠築造工事請負費並びに修繕料等の増によるものでございます。

3款1項公債費、4億7,530万円、前年比3.0%の増は、償還据置終了後の償還元金の増によるものでございます。

次の89ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債。多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円、多々良川流域関連公共下水道分、2億8,110万円、資本費平準化債、公共下水道分、6,930万円、資本費平準化債、流域下水道分、2,120万円。特別措置分、4,650万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、121ページをお願いします。

議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出についてでございます。

平成30年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,500万円と定めるものでござい

ます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の123ページをお願いします。

歳入、主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料、723万8,000円、前年比0.8%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3款繰入金1項他会計繰入金、5,365万2,000円、前年比10.8%の増でございます。

6款町債1項町債、2,410万円、前年比3.0%の増でございます。

次の124ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款1項農業集落排水事業費、2,171万5,000円、前年比48.7%の増は、施設修繕料の増によるものでございます。

3款1項公債費、6,223万9,000円、前年比1.2%の減は償還利子の減によるものでございます。

次の125ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,410万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成30年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）給水戸数1万696戸、前年比3.2%増の見込みでございます。（2）年間総給水量、267万7,495立方メートル、前年比0.2%の増の見込みでございます。（3）年間有収水量、251万1,491立方メートル、前年比0.7%増の見込みでございます。（4）1日平均給水量、7,335立方メートル、前年比0.2%増の見込みでございます。（5）建設改良事業費、1億5,980万9,000円、前年比49.4%減の見込みでございます。これは、配水施設改良事業の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は第1款水道事業収益、6億4,755万2,000円、前年比0.9%の増、主なものは営業収益のうち給水申込加入金の増によるものでございます。

支出は、第1款水道事業費、5億7,339万7,000円、前年比3.3%の増、主なものは、営業費用のうち原淨費の受水費及び減価償却費等の増によるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は第1款資本的収入、3,500万円、前年比85.5%の減、緊急時用連絡管事業が平成29年度で終了することに伴う国庫補助金及び企業債の減によるものでございます。

支出は、第1款資本的支出、2億3,773万6,000円、前年比39.3%の減、これも緊急時用連絡管事業の終了に伴う減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。（1）職員給与費、9,214万3,000円、前年比2.3%の減は人事異動によるものでございます。

（2）交際費、10万円、前年と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。これは、量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号は予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後0時11分散会

平成30年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成30年3月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成30年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第11号 町道路線の認定について
日程第 2 議案第12号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
日程第 3 議案第13号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 4 議案第14号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第15号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第 6 議案第16号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 7 議案第17号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第11号 町道路線の認定について
日程第 2 議案第12号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
日程第 3 議案第13号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 4 議案第14号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 議案第15号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第 6 議案第16号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 7 議案第17号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)
-

出席議員(13名)

2番	世利孝志	3番	白水勝元
5番	三角栄重	6番	田ノ上真
7番	松山力弥	8番	猪谷繁幸
9番	田原重美	10番	合屋伸好
11番	原野敏彦	12番	三上政義
13番	柴田真人	14番	今村桂子
15番	三角良人		

欠席議員(1名)

1番児玉求

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稻永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聰士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第11号町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） それでは、報告を読みます。

議案第11号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書4ページでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定するものです。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたので提案するものでございます。今回、路線の認定は4路線でございます。

次の5ページでございます。路線番号689号、須恵上原2号線、34.6メートル、路線番号690号、火焼7号線、40.9メートル、路線番号691号ニラガキ1号線36.8メートル、路線番号692号、甲植木駅前4号線、340.9メートルでございます。

認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。起点、終点、最大、最小幅員につきましては、議案書記載のとおりでございます。図面番号1から3につきましては、現在、町が維持管理を行っており、現地精査の結果、新規認定を行うものでございます。

図面番号4につきましては、平成19年福岡県から移管を受け、町道須恵・粕屋線として認定しておりましたが、車道と歩道の間にJRの軌道敷があるため、車道部、歩道部を切り分け、歩道部のみを甲植木駅前4号線として単独認定するものでございます。路線図を6ページから9ページに添付しております。今回の認定により、584路線、総延長123.55キロメートルとなります。

以上、審査の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第11号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第12号

○議長（三角 良人）　日程第2、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子）　議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。別冊の歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1,125万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,508万円とする。一方、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。

5ページ、第2表、地方債補正、これは、歳入の補正予算、20款町債の減額7,852万3,000円の内容です。

1、変更、起債の目的、臨時財政対策債限度額3億3,000万円を変更後3億1,677万7,000円に、1,322万3,000円の減額、旅石地区水路改良事業債1億1,250万円を6,670万円に変更、4,580万円の減額、道路改良事業債4,370万円を2,700万円に変更、1,670万円の減額、緊急防災減災事業債350万円を70万円に変更、280万円の減額、合計で7,852万3,000円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。歳入では、地方交付税を始め、国県補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形での増減補正です。歳入補正予算の主なものは、9款1項地方交付税は、3,721万円の増額、13款1項国庫負担金で、児童手当国庫負担金1,050万円の減額、2項国庫補助金は2,301万円の減額です。

15款2項財産売払収入では、3件の町有地、大字須恵字上の原1011番2から1012番1の20平方メートル、1015番2の57平方メートル、大字須恵字仏生99番2、公衆用道路92.33平方メートルで、払い下げ申請による売り払い収入、281万4,000円の増額、16款1項寄附金、1,150万円は、ふるさと応援寄附金の増額です。

17款1項繰入金は、3億1,210万円の増額補正となります。歳出では、ほとんどの款において、年度末の決算見込みによる予算執行残、不用額の減額です。主なものは、2款1項総務管理費は1,105万4,000円の減額、4項選挙費124万6,000円は、4月の町長選挙関連予算のうち、3月に係る経費です。

3款民生費、8,231万2,000円の減額の主なものは、後期高齢者医療療養給付費負担金

1,869万1,000円減額、福岡県介護保険広域連合本部負担金3,404万2,000円の減額、児童手当1,450万円減額、保育士、幼稚園教諭、栄養士と臨時雇い賃金3,446万4,000円の減額などです。

4款衛生費は、清掃施設組合負担金3,729万9,000円、ごみ袋製作費1,000万円の減額が主なものです。

6款農林水産費では、旅石地区水路改良工事、請負費執行残6,099万7,000円の減額、8款2項道路橋梁費は、社会资本整備総合交付金を財源とする町道の改良工事、補修工事請負費2,400万円の減額、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金2,189万8,000円の減額、9款1項消防費は、粕屋南部消防組合負担金603万7,000円の減額です。

基金の状況は、29年度取り崩し予定が1億9,784万8,000円となり、29年度末の見込みは財政調整基金21億780万2,000円と、減債基金2億8,363万円を合わせて、23億9,143万2,000円となります。

審査内容、質疑として、歳入では16款寄附金で、ふるさと応援寄附金について、歳出では、3款民生費で、保育士の雇用の減について、わかすぎの杜保育園、須恵めぐみ保育園の実施委託料の増額について、介護保険事業費の福岡県介護保険広域連合本部負担金の減について、4款衛生費で老人保健事業費の個別健診、集団検診委託料減額について、高齢者肺炎球菌予防接種業務委託料の減額について、8款土木費で道路新設改良工事請負費の減額について、10款教育費で中学校ランチサービス業務委託料の減額についてなどの質疑が行われました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決しております。

失礼いたしました。文中の17款1項繰入金は、3億1,210万円の増額と申し上げましたが、減額補正の誤りでございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第12号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上 真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。補正予算書36ページをお開きください。

平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億226万1,000円を減額し、それぞれ37億1,409万5,000円とするものです。

事項別明細39、40ページお開きください。

歳入の主なものは、1款1項の国民健康保険税が決算見込みにより110万円の増額、3款1項国庫負担金1,647万2,000円の減、これは主に2目高額医療費共同負担金の減によるものです。2項国庫補助金2,237万7,000円の増は、財政調整交付金の国への申請額によるものです。

5款前期高齢者交付金75万円の増は、支払い基金からの決定通知額をもとにしています。

6款1項県負担金1,647万2,000円の減は、交付決定交付申請額によるものです。

2項県補助金19万8,000円の増は、国保制度改革改正に伴う準備に関する補助金です。

7款共同事業交付金1億660万9,000円の減は、国保連合会からの通知によるもので、高額薬剤の薬価改定の影響等により、当初の見込みを大幅に下回ったものです。

8款繰入金1,070万9,000円の増は、保険基盤安定繰入金、財政安定化繰入金の増額で、国へ報告書及び県からの通知額によるものです。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料145万8,000円の増、3項雑入70万円の増です。

47、48ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費1万4,000円の増、2項徴税費、32万円の減、2款1項療養諸費2,000万円の減、2項高額療養費500万円の増は、決算見込みによるものです。

3款後期高齢者支援金103万3,000円の減、4款前期高齢者納付金1万4,000円の増、5款老人保健拠出金11万3,000円の減、6款介護納付金297万5,000円の減は、支払い基金からの確定通知によるものです。

7款共同事業拠出金1億1,325万3,000円の減は、国保連合会からの見込み通知額によるものです。

8款1項特定健康診査等事業費92万9,000円の減は、不用額を減額したものです。

9款1項償還金及び還付加算金3,133万4,000円は、療養給付費と国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正です。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第13号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。補正予算書55ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の予算総額に、それぞれ561万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,000万円とするものです。

事項別明細書、58、59ページをお開きください。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料930万円の減額は、決算見込みによるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、3万4,000円の減額で、1節事務費繰入金は収支調整、2節保険基盤安定繰入金は、広域連合からの確定通知によるものです。

4款1項繰入金は、1,441万5,000円の増額、これは、前年度の保険料繰越金1,258万6,000円を含めたところの補正です。

5款1項1目延滞金8万5,000円の増額、2項1目保険料還付金、42万1,000円の増額補正、次ページ2目還付加算金2万4,000円は、1月末時点での収入済み額を補正しています。

62、63ページをお開きください。

歳出、1款2項徴収費、24万円の減額は、3町の共同発注により、印刷製本の単価が下がったことによる執行残。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金626万9,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の補正となります。

4款予備費は、全額を減額しております。

文教厚生委員会全員賛成で可決しました。

失礼いたしました。読み間違いがあったようなので、訂正をさせていただきます。4款1項繰越金は、1,441万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,258万6,000円を含めたところの補正でございます。大変失礼しました。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第14号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。補正予算書の64ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ606万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億732万3,000円とする。

第2条地方債の変更は、第2表による。第3条繰越明許費は、第3表による。67ページ、第2表地方債補正、1の変更は、限度額のみの変更で、起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額変更前3,070万円を変更後2,090万円に、建設費の確定により、980万

円の減額、同じく、多々良川流域関連公共下水道分、限度額変更前、2億1,490万円を変更後1億9,980万円に、工事量、水道補償費の減、及び落札残による1,510万円の減額となっております。

68ページ、第3表繰越明許費でございます。2款1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額5,500万円は上須恵地区管渠築造工事について、河川占用許可を得られず、29年度中に着工できなかったため、翌年度に繰り越すものでございます。

69ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金並びに2款使用料及び手数料は決算見込みによる増額、5款繰入金は、収支調整のための減額となっております。

71ページ、6款繰越金、7款2項還付消費税は、前年度の確定によるものでございます。

8款町債は、67ページ地方債補正による減額となっております。

続きまして、73ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項1目及び2目は、執行残及び決算見込みによる減額、3目は下水道施設整備基金費の積み立てによる増額、2款下水道事業費は、工事量の減、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

以上、審査の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第15号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の77ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,871万8,000円とする。第2項、

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

80ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金は、決算見込みによる増額です。3款繰入金は、収支調整のため、減額となっております。4款繰越金は、前年度繰越額の確定によるものでございます。

82ページ、歳出でございます。3款公債費は、利子の確定による減額でございます。

以上、審査の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の84ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は実施計画内訳書にて説明をいたします。85ページ、第4条、起債の目的、水道事業債、限度額変更前1億6,520万円が変更後1億3,890万円に、工事量の減及び落札残による2,630万円の減となっております。

86ページ、第2条の収益的収支の収入は1,500万円を追加し、合計は6億5,666万2,000円で、手数料の決算見込みによる増額となっております。

続きまして、支出は510万円を減額し、合計は5億4,392万2,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

88ページ、第3条の資本的収支の収入は3,030万円を減額し、合計は2億1,100万6,000円で、工事負担金の減と、85ページのとおり、企業債が減額となっております。

続きまして、支出は4,500万円を減額し、合計は3億4,677万6,000円で、工事量

の減及び落札残となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億3,577万円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、審査の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第17号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時45分より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、3月12日、午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前10時33分散会

平成30年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成30年3月12日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成30年3月12日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稻永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聰士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。中嶋町長、最後の議会になっておりますので、質問者は鋭い質問をひとつよろしくお願ひします。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。一般質問をさせていただく前に、町長におかれましては、4期16年、本当にお疲れさまでございました。

また、職員として勤務され、約半世紀を須恵町に貢献されましたことは、大変多大なることだと思いますので、それに関してはお礼を申し上げたいと思います。今後とも健康に留意されて、一町民になられても役場のほうをよろしくお見守りいただきたいと思って、一言挨拶をさせていただきました。

それでは、通告順に従いまして、8番、猪谷繁幸です。

駐車場の管理状況について質問をいたします。

町内のＪＲ各駅には、それぞれ駐輪場が設置されておりますが、利用者のマナーの悪さが一番の原因だとは思うんですが、安心安全住みよいまちづくりを本町は進められておりますが、我が町の顔である駅前の違法自転車、または放置自転車、大変見苦しいのが現状だと思います。それを思うのは私だけではないと思いますので、それについてちょっと質問をさせていただきます。

また、放置自転車の台数がかなりあるようですが、定期的な撤去とかの対応は、須恵中央駅については300台ぐらいの駐輪スペースがありますが、実際のところ放置自転車を撤去しても台数的に大丈夫なのか。

また、須恵駅につきましては、3月5日に確認したところ、放置自転車は撤去済みで、十分な駐輪スペースが確保されておりました。中央駅については、放置自転車の荷札をつけてあって、3月6日付で記されており、近いうちに撤去されることだと思います。

以上の点で、駐輪場の管理状況について1点目。

2点目、放置自転車の対応について。現在、撤去中なので、この答弁は必要ないと思います。

それから、3点目といたしまして、今後の駐輪場の撤去状況、定期的に1年に1回とか半年に1回の撤去を実施されるのか。

また、近い将来、県道の拡幅工事に伴い、須恵中央駅の駐輪場の変更等が生じる場合は、その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 4名の方の質問でございますが、3名は実務的な質問といいますか、そういうことが多いようでございますので、詳細説明をそれぞれ担当課長のほうから、まずもって説明をさせます。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稻永 勝章） おはようございます。それでは、質問要旨に従って、御回答を申し上げます。

駐輪場の管理状況でございますが、御存じのとおり、須恵町には、JR香椎線の三駅新原駅、須恵中央駅、須恵駅がございます。各駅には駐輪場が設置されており、多くの利用者が使用している状況です。

しかしながら、議員の御指摘どおり、日常的な放置自転車や、決められた位置にとめていない等のマナーの悪さが目立っていると思います。特に、平成27年の駅員の無人化からではないでしょうか。

以前は、駅員の方が在中されておりましたので、駅の管理から自転車の整理等も行ってもらっていましたし、現在はもう、管理は全般的に町が対応を実施しているところでございます。

御質問されております駅駐輪場の放置自転車につきましても、毎年、通学者が入れかわる時期を見計らって現地を確認し、壊れている状況で長期間動かされていないような自転車につきましては、注意喚起・処分予告の張り紙を自転車につけた後、警察へ防犯登録の照会を通して対応し、実施しております。

本年も2月21日に、三駅にて関係各課職員で確認作業を行い、約100台の自転車に対し、実施いたしました。このような作業を今後も繰り返し行い、対応をしていく予定でございます。

放置自転車を定期的になくしていくこと等を、各駅の駐輪施設にモラルをもって利用していくだくことが、駅周辺の環境美化にもつながっていくと考えているところでございます。

次に、質問要旨2の放置自転車の対応について、御回答申し上げます。

町民の方々からの通報により、放置自転車と思われる該当自転車の防犯登録の有無を警察に確認を行い、遺失物法の観点から、防犯登録がされている場合は、警察に盗難届けの有無を確認して指示を仰ぎ、届け出がなされていない場合は、一定期間、約6カ月ですが、保管後にクリーンパークのほうに処分をお願いしております。

また、反対に警察のほうから、放置自転車があり、盗難届けが出されておらず、所有者も不明な場合は、処分を依頼されることもございます。

そのクリーンパークでは、自転車を金属くずとして、3カ月に1回ほど入札をして、売却による処分を行っております。

続きまして、質問要旨3について御回答申し上げます。

須恵中央駅周辺における筑紫野・古賀線の道路改良工事の工事時期は、福岡県に問い合わせましても、現時点では、近年、予算配分が減少傾向であるため、まだ未定との回答ですが、計画の概要は聞いております。

総じて申し上げますと、これまで福岡県と県道改良の計画について協議し、説明を受けている限りでは、須恵中央交差点の改良に伴い、志免・須恵線、旧須恵・井尻線ですが、拡幅にはなりますが、現道路用地内での改良となるため、須恵中央駅の駐輪場の変更等、影響が生じることはありません。議員も御承知だとは思いますが、須恵中央駅前広場の都市計画もございましたが、平成22年度に、廃止決定されております。

したがいまして、県道工事によって、駐輪場として使用できる用地の拡大等が期待できるのであれば、その機会を利用して、駐輪場の拡幅計画をすることが効果的と考えますが、現在の計画では、県道工事が須恵中央駅の駐輪場に影響を及ぼすことはないので、県道拡幅と駐輪場をあわせて行う計画はございません。

最後になりますが、今後も各駅の駐輪場のつきましては、その利用状況を注視しながら、必要な対応を行っていきたいと思っております。重ねて申しますと、3月9日、先週の金曜日ですが、各駅の駐輪場の放置自転車の撤去も行いましたので、お帰りにでも御覧いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 猪谷君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 適切な説明ありがとうございました。

やはり、駅というのは須恵町の顔だと思いますので、その辺で定期的な管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

やっぱり、他町から来られた場合に、中央駅とかおりられた場合に、やっぱり余りにもひどい状況であれば、あと風が吹いたりとか、そういうときに外へとめてある自転車が、たいがいひっくり返っているとかいう状況もかなり見受けられますので、その辺も今後管理される中で、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 一般質問に入る前に、町長に一言御挨拶を申し上げます。

町長におかれましては、4月いっぱい退任ということでございますが、町長がちょうどなられた時期は、交付税が減らされまして、財政的に非常に厳しい時期になられたと思っております。

その中で、行財政改革に取り組まれまして、現在では、基金が減債基金と財政調整基金を合わ

せて、23億9,150万円弱ほどの基金を積まれました。本当に町長におかれでは、大変だったと思います。

また、スマートインターを初め、幼稚園、認定こども園と、時代の流れを先取りした事業を始められまして、また須恵町の人口もふえ、盤石な須恵町の礎を築いていただいたものと感謝しております。

また、今回、おやめになるのが4月でございますので、まだまだ健康に十分留意されまして、お勤めになるようお願いを申し上げます。本当にお疲れさまでございます。

それでは、一般質問に入ります。

通告にしたがいまして、2問の質問をいたします。

まずは、子どもの居場所づくり事業について、質問をいたします。

子どもの居場所づくり事業として、夏休みの子ども預かりが始まり、その後冬休みの子ども預かりも開始されまして、2年が経過しようとしております。子どもの数も年々ふえ、内容も充実していると聞いています。

この事業は、3年間の補助金で運営しておりますが、補助金が出るのも残り1年となりました。子どもたちも毎日楽しみに通っており、保護者の方々からも感謝をしていると言われている事業です。

シルバー人材センターの方々も、非常に熱心に取り組んで、いろいろと企画を練り、子どもたちと楽しく過ごしていただいている。今後、この事業がどうなるのかと心配をされておりますが、継続してほしいとの声が上がっています。

現在の子ども居場所づくりの現状、今後の取り組み、見通しについてお答えください。

2問目ですが、先日、学校経営報告会において、不登校についての質問等も出ておりましたが、学校経営報告会より前に、一般質問の通告を出しておりましたので、重複するところがあるかもしれません、2問目は不登校について質問をいたします。

不登校児童については、学校関係者が何度も生徒・児童の自宅を訪れるなど、対応に先生方も頭を痛めていると思います。須恵中学校の卒業式でも、参加されていない生徒が見受けられました。須恵町では、スクールソーシャルワーカーを、県補助金にプラスして独自で1名追加するなど、2名体制で手厚い対応をされています。

また、不登校児に対応するため、やまももルームを開設されて2年になります。場所も役場近くのアパートの1室から、旧第一小学校の学童の跡に移転して1年が経過しました。

不登校の現状、小学校・中学校の不登校児童の連携、最近のやまももルームの現状、スクールソーシャルワーカー、ヤングアドバイザーなどによる効果、今後の課題、取り組みについてお答えいただきたい。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。質問に対してもお答えをさせていただきます。

はじめに、子どもの居場所づくりについてでございますが、この事業は継続していくことが、まず望ましいと考えております。

保護者運営の学童保育所では、1年を通して入所となっており、長期休業中のみ預けることができないという仕組みになっております。居場所づくり事業を継続することで、この現状に応えることができるものと思っております。そのための今後の方針を、関係課と委託先のシルバー人材センターで、今後検討していきたいと思っているところでございます。

居場所づくり事業につきましては、平成28年度から、シルバー人材センターに委託し、オイコス1階レクリエーションルームを拠点として、長期休業中の休み、いわゆる夏休み、冬休み、春休みと年3回実施しております。年々、申し込み者がふえており、非常に人気があるようです。多様なプログラムが用意をされ、子どもたちも楽しく参加しているのが現状でございます。

事業につきましては、シルバー人材センターが受ける国庫補助の地域就業機会創出・拡大事業等、町からの委託費、そして利用者負担金によって運営されております。国庫補助及び町委託金が、それぞれ60万円で、保護者負担分も含めた総事業費は、約200万円となっております。その費用で、長期休業中の3回実施しております。

事業継続のためには、平成30年度で切れる国庫補助金分をどう補填するかが問題となります。事業内容を吟味し、国庫補助金に見合う額を補填することが適当であるのか、また活動実施内容を変更するのかを、30年度中に検討して答えを出したいと思っております。

次に、不登校児童の対策の現状は、ということでございます。

1点目の不登校の現状と対応についてでございますが、不登校児童生徒は、平成30年、1月末現在で、小学校5名、中学校38名となっております。

また、本年度解消または復帰した中学生は13名となっております。不登校への対応ですが、基本的には福岡県が示しております不登校対応の指針である福岡アクション3に基づいて、対応を着実に進めておるところでございます。

具体的には、1日目、2日目の欠席、病欠届けをした児童生徒には、必ず連絡を入れること、そして欠席が3日連続または月に3日の欠席者については、必ず家庭訪問をし、心配している、待っているというメッセージを伝え、信頼関係づくりに努めているところです。また、その際、保護者とじっくり話をし、家庭の状況把握を行っているところです。

須恵町の中学校では、欠席状況を学年主任に報告し、職員間で情報を共有し、多くの教師からの声かけを行っています。欠席日数が増加傾向にあれば、マンツーマンの対応により、不登校解

消への支援チームを組み、責任を持って進めております。

遅刻数の増加や保健室への来室がふえてきたなど、不登校の兆候が出た段階の児童生徒には、校内適応促進委員会、あるいは校内の生徒指導委員会、学年会で名前を挙げ、対応の検討を重ねております。

学年や担任だけの判断ではなく、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの情報を密にし、専門的な見地による見立てのもと、ケース会議を開いて支援をしています。

専門的な見地とは、登校刺激の時期をどうするか、あるいはタイミング、支援チームのメンバーの選定、保護者のアプローチや支援へのあり方等です。対象となる児童生徒及び家庭の背景等に応じて、柔軟な支援を継続することが大切と考えております。

2点目のやまももルームの現状について述べます。

やまももルームは、室長が1名常勤とし、支援員3名の体制で、當時2名が支援できるようにしております。現在、在室児童生徒は、中学生7名、小学生6名です。本年度、学校復帰は2名となっております。

ルームの開催日は、原則学校と同じにしておりますが、開室時間は9時30分から15時と、学校の児童・生徒と接触がないように配慮しております。

活動内容は、基本的な学習や製作、体験活動など、あるいは運動など、児童・生徒の主体性を引き出すような個別のカリキュラムによって支援しております。

ルームの運営については、適応指導教室、担当者会を月に1回行い、児童生徒の状況やその対応など、室長とスーパーバイザー及びスクールソーシャルワーカー、指導主事で協議し、より的確な対応を行うようにしております。

また、年2回、適応指導教室運営委員会を行い、大学の特任教授を交えて、運営のあり方や児童生徒及び保護者への支援のあり方を検証しております。

3点目のやまももルームの課題、今後の取り組みについてお答えします。

まず、課題ですが、活動内容が個々の児童生徒にあったものにしていく必要があります。そのためには、児童生徒を受容、共感的な立場から理解し、児童生徒が心を開いて悩みを打ち明けたり、寄り添ったりすることができる支援が必要です。

また、気軽に相談できる関係づくりも大切になってきます。そのためには、支援員に當時1名は、男女ともに若い支援員が必要であると考えており、できれば女性が妥当ではないかと検討をしているところです。

次に、今後の取り組みですが、1つは不登校児童生徒に対してです。不登校児童生徒の傾向として、自分の考えだけに固まり、他者の考えを聞いて認識していく幅を広げていくことが苦手な傾向があります。それを支援していくためには、グループワークによるコミュニケーション

レーニングや、ソーシャルスキルなどが必要であると考えております。

2つ目は、保護者が不登校児童生徒を抱えていることによる不安をなくし、安心できる支援を充実する必要があると考えております。保護者へのスクールカウンセラーによるアプローチの機会をふやすことなどが考えられます。

また、保護者同士の関係を密にして、安心できる環境づくりも効果があると考えられます。例えば、保護者会の設立により、保護者同士のつながりや保護者自身が安心できる環境づくりなどを考えています。

保護者の安心感は、児童生徒の安定した心理状況を生み、積極的な活動への意欲へつながるとして考えております。このことは、本年度実績から、適応指導教室運営専属のスクールカウンセラーの配置により、保護者への支援がなされて、実際にプラスの効果を上げているところです。

4点目の質問のヤングアドバイザーによる効果についてお答えします。

本年度になりまして、先ほども若い人がいいということを申しましたが、試行的に1ヶ月ほど実施しております。まだ5回のみの活用で、十分な検証はできておりませんが、その効果は大きいと捉えています。

年齢が近いヤングアドバイザーが支援しているときは、対象児童の表情が明るくなり、学習に集中できる環境になったり、学級などの活動で、児童生徒の体力に応じた活動ができたりしております。

以上、4点に対する答弁を終わらせていただきますが、今後、施設の見学等もしていただくと幸いです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 子ども居場所づくりに関しましては、パートなど短時間の仕事をしている方々にとっては、夏休み、冬休み、春休みの長期休みに、子どもが家にいるというのは、非常に心配ということが多いようでございまして、この事業に関しては、大変助かっているという声を聞いておりますので、補助金がなくなるということではございますが、これは継続が望ましいと教育長のほうも言われておりましたので、是非30年度以降も継続をお願いしたい事業であると思っております。この点については、よろしく御配慮をお願いしたいと思っております。

また、今、人数的に、不登校に関して、小学校が5名で中学校が38名ということで、非常に中学校に入ってからの不登校が多くなっているというふうに感じます。今回は、多分卒業式を見ておりましたら、事故の関係のクラスが、非常に10名ほどお休みがあつての卒業式だったと思うんです。そういう事故の関係もあるのかなとは思っておりますが、このように中学校が非常に多くなったという原因等というのが、わかつていればその点をお知らせいただきたいのと。

中学校に関しましては、小学校と中学校の連携がどの程度できているのかなと。あと小学校で、どの程度の不登校がいて中学校に上がったのであるかというのがわかれれば、その辺の連携等をお願いしたいと思います。

それから、非常に、聞いていますと、マニュアルに沿っての対応というのが、早期になされて いるというのが、非常にいいなと思ったんですけども、学校の先生方の対応というのが、非常に 大変じゃないかなというふうに思っております。

学校の先生方、非常に時間帯も厳しくて、今、働き方改革とかということで、非常に外部機関への振るよう にということが多くなっていると思うんですけども、そういう面で言えば、今後、地域や外部機関の働き方がポイントになってくるのかなと思っております。

不登校に関しては、極秘な情報等もあるので、非常に外部に振るのは厳しいのかなというのがあると思いますけれども、聞くところによると、古賀市などは児童相談員さんですか、そういうところだけには情報を伝えて、家庭のほうに訪問していただくなどの対応をとられているところもありますし、せっかくやまももルームがあるので、やまももルームをもう少し充実をさせていただいて、その不登校生徒の把握とか小中学校の連携、またソーシャルワーカーとかヤングアドバイザーの派遣などの集約を、全て不登校に関するところの集約などを行うような場所にできないものかなと。

また、不登校の中央指令室、集約施設ということができれば、町独自でのやまももルームの役割というのが、ますます重要にはなっていきますが、先生たちの負担との兼ね合いで、その辺のことが今後、考えられるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） それでは、1点目の多くなっている原因でございますが、これは全国的な傾向でございまして、その兆候は、小学校のときに若干遅刻の状況とか、そういうところに結びついておりますし、家庭環境との絡みとか、あるいは中学校に入って、いわゆる教科担任制になりますので、そういう体制の問題、それから勉強が非常に難しくなるとか、そういったものもろの問題が原因ではないかなと思っています。

小中連携に関しては、当然、中学校に入りますときは、小中連絡会というのがありまして、その中で、やっぱりそういう傾向のあるお子さんについては、連絡もとりますし、また本町で進めております成長の足あとというのがありまして、これは小学校から中学校に上がるときに、小学校の内容をつないでいくというふうなことも含めて行っているところでございます。

今後の対応について、前々からアウトリーチということもちょっと考えておりまして、このアウトリーチは、やまももルームを核としながら、若干本年度からやっておりますのが、中学校の生徒指導委員会のほうに、やまももルームの担当の先生が、常勤の先生がそこに参加をして、中

学校の不登校の状況を聞きながら、いわゆる中学校の状況をつかみながらやっていくという手法を行っております。

今後、これが地域のいわゆる民生委員の方々との連携というふうに発展していくべき、さらにいいと思いますが、やはり先ほど申されておりました守秘義務の問題もありますし、また不登校の家庭というのが、非常に地域ともなかなか隔離しているという、なかなか入り込みにくいという状況もありますので、そういったことも検討しながら、今後、やまももルームのあり方も、さらに充実していくように考えていきたいと思っています。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） この2つの事業については、先駆けて本町がやっている事業でございまして、それなりの効果を得ておりますので、補助金がなくなつても継続してやっていきたい。

私もいわゆる16年間、教育を基盤にしたまちづくりというものをやっておりましたから、この問題が非常に大きなウエートを占めておりますので、専門の職員も採用して、独自で活動をやっておるという状況でございますが、いわゆる子どもの居場所づくり、これはシルバーの方をお願いしてやっているわけですが、一方性の問題であれば、それは余り効果が得ないと。

私が考えたのは、それは双方性の時代だと。かかわるおじいちゃん、おばあちゃんも、そこで子どもの元気をいただいて、その日は元気に生活ができると。子どもはじいちゃん、ばあちゃんと核家族が進んでおりますので、そういう状況でない家族的なこの行為の中で、一日を暮らすということで、非常に親がわりはできないと思いますけれども、それに近いような形で、家庭的な環境の中で育てていくというのが、大事なことではなかろうかということで、これは継続をしたいという考え方を持っております。

それから不登校の問題でございますが、これは2年前に、私が急に不登校児童が多いっちゃないかという話の中でやりましたので、本当は学校から離れた場所に、そのクラスをつくるのがいいということであるんですけども、最初、そこのアパートも学校が見えますし、今度のところも学校が見えるという状況下では、100%効果は出るというのがないわけでございますが、取り立ててその公共施設がそこにはないですから、現時点ではそういうこともやっておりますが、将来的には、そういう学校から離れたところで、開設をしたいということを考えております。

それから、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか、これは独自で専門の職を雇っておるわけでございますが、昔の先生は、50人学級で50人の子どもを見守っておったという状況ですが、その中には、生徒にうまくTTをさせるような、先生のかわりをさせるような人たちをつくっておったわけです。

議長も、私が小学校3年生から6年生まで同級生で同じクラスだったんですが、彼は成績もよかつたから、TTのような役割をしよりました。運動もよくできたり、そういうふうなものを子

どもたちにさせると。

そしたら、子どもたちも自立ができていくし、その指導力がついていくと。それが、今の議長としてのその働きではなかろうかと、勝手に自分が思っているわけでございますが。

そういうことで、今、子どもたちはあくまでも子ども。家・地域に帰っても、指導者がおってサッカーをやるとか野球をやるとか、そういうことでしかないわけで、自分が上に立って指導をしていくというのが、どこかで昔はあったわけで。餓鬼大将が、餓鬼大将だけでは学校ではもうおとなしくしていますけれども、地域に帰れば餓鬼大将と。

しかし、その餓鬼大将が、地域ではずっと、「あんた、これせい。あんた、これはこうせれ」というふうな言葉を言いよった部分で、意外と餓鬼大将が社会で活躍、将来的にしているわけでございますけれども。

今はそういうことがありませんので、なかなか地域の役員とか、そういうのをしようとしても、なかなかなり手がないと。そして、自分の順番で、そろそろ役員が回ってくるな、子どもが5年生になるな、6年生で役員せないかんなとか、集団でやめるとか。

皆で渡れば怖くない的な感覚があるようでございまして、そういったものも含めて、やはり私は教育を基盤に据えたまちづくりというのは、学校教育だけじゃなくて、もう社会教育の分野が非常に大事になってくるわけです。

特に社会教育というのは、昔は企業がやっておったわけです。今は企業のその利益を上げすぎるとか、企業はだから九電の電気代が高いとか、落とせとかっていうような話になってきます。九電が高い、1局でもうけておった。それは、九電体育館だとか、そういう施設もつくりますし、いろんな我々が社会教育をやる分については、トップリーダーとしてバックアップをしてくれておったわけですが。

それから、こっち、我々がなってからぐらい、社会教育は行政でやるというふうになりました、ちょっとおかしくなってきたという状況でございます。まだ行政が社会教育でやるというのは、なじんでいないという状況であります。

今、文科省のほうは、これで社会教育を文科省の教育の中からなくすと。生涯学習で失敗をしておるから、社会教育はもっと社会教育に徹しなければならないという考えが、文科省にあればいいんですけど、さすが三流省庁だなというふうに感じておるようなところでございます。ちょっと回答になってないかと思いますが、やっていきます。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、2つの事業については継続をしていただけるということで受け取りました。

今、言われていた中で、本当に子どもの居場所づくりに関しましては、現在、核家族化が進ん

でおりまして、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしていることがなかなかない家庭が多いということに関しては、委託先をどこにするのかというのも書いておりましたが、コミュニティという考え方もあるのかもしれません、現時点では、シルバー人材の方たちは大変楽しみにされて、いろんなことを考えられて事業を進めていただいておるようでございまして、子どもたちと触れ合うのも大変楽しいというような状況の中で、この事業を進めておりますので、町長が言われましたように、相互性というか家庭的な雰囲気の中で、子ども子育てというか、子どもの居場所づくりをやっていくという意味では、今の状況が一番いいのではなかろうかという思いがありますので、その辺の検討もしていただいての継続をお願いしたいと思っております。

それから、不登校に関してでございますが、本当に時代とともに、教育環境も変わってきておりまして、不登校が、町長が言わされたように非常に多いなということを考えておりますし、最近テレビを見ておりますと、不登校に関する番組が非常に多くなっているというのは、社会的にも不登校に注目が集まっているのかなというふうには思っておるところでございますが、この中で社会教育、地域ということに、もうちょっと重点を今後置いておきたいということで、ヤングアドバイザーも1ヶ月取り組んでみたと。

それから、アウトリーチとして、やまももルームのほうで、中学校の生徒のほうに状況等を把握に行かれたりしているということでございますが、今後の取り組みの中で、課題となるべきこと。

それからまた、もっと、ちょっと取り組んでいきたいと思われていることがあれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 今後は、その不登校を減らすということに関しては、まず先日、ほかの町からも問い合わせがあったのが、回帰率がうちは高いらしいんです。ことし12名復帰しているということを申しましたけれども、非常に高いということで、視察じゃないですが、ほかの町から問い合わせがあって、実際聞きに来られた状況もあります。ですので、人数は多いんですけども、復帰率もほかのところに比べると高い状況があります。

先ほど申しましたように、今後はやっぱり学校単独、あるいはやまもも単独だけではできないと思うんです。ですので、やっぱり地域、あるいは行政の機関を借りながら、あるいはいわゆるチームとして総合的に取り組んでいくことが大事じゃないかなと思っているところでございます。

ですので、そのあり方をどうするかということを、今後検討をして進めていきたいと思っています。一番児童民生委員の方が、地域の中でも、ここに近いうちにいらっしゃいますので、そことの連携がどういうふうにできるのかというのを、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三角 良人） 以上をもちまして、今村君の一般質問を終結します。

○議員（14番 今村 桂子） はい。ありがとうございます。12名復帰ということで、非常にすばらしい成果をいただいておりますので。

○議長（三角 良人） ちょっと、今村君、ちょっと待って。町長の何がある。

○町長（中嶋 裕史） その何ということじゃありませんが、うちほかの町にはないような、動く教育委員会でございますので、いろいろと考えたり、意見を言っていただけだと、そこで判断して、すばらしい方向に持っていくというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） これで、今村君の一般質問を終結します。

○議員（14番 今村 桂子） 12名復帰ということで、今後もよろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。一般質問に入る前に報告をいたします。

私は、2月の23日、網膜下出血、白内障の緊急手術で入院いたしまして、3月1日に退院し、3月2日から3月7日まで、安静治療のため議会を欠席いたしました。いろいろと御心配をおかけいたしましたことを報告いたします。

今後、通院治療となりますが、皆様も目に異常を感じられたら、早目に診察を受けていただきたいと、このように思っております。

まず、国に、県とともに国保運営について国庫負担を要請すべきから始めます。

4月から国保の財政運営が県に移行します。県の標準保険料率で、保険料は町が決めますが、県への納付金は100%完納が原則としております。厚労省は2018年度制度改定による保険料が急増しないよう、公費の投入、町が行う赤字補填の法定外繰り入れを、原則6年の計画期間としておりますが、福岡県は、2020年までしております。国保料が高いため、滞納世帯が481世帯、短期証の方は396人、町長は、国庫負担を要請すべきですということです。

まず、町の被保険者の現状、平成30年1月の国保の人数、世帯、所得の割合をお聞きしたい。

2番目に、県とともに、国に国保負担の増額を要請されるお気持ちはあるかお聞きいたします。

3番目に、町は住民の最後の砦でありますが、町長が言っておられる、お年寄りに本当に長生きしてほしい施策をお聞きしたいと思います。

4番目に、短期証の世帯数が突出している理由と、保険証を全員交付にはできないかという点をお聞きいたします。

次に、2問目ですが、昨日3月11日は、東日本大震災より7年目を迎えました。今な

お福島では5万五千人の人々が避難生活を強いられています。2016年熊本地震、昨年7月の九州北部豪雨、各地で地震や豪雨災害、火山活動などで災害が発生しております。

災害対策基本法第1条では、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとしております。粕屋医師会は、九州北部豪雨を受け、策定した大規模自然災害時の地域救護計画で、古賀市、糟屋地区7町との協定締結を目指しております。

町長に地域防災計画についてお尋ねします。

1、土砂災害について。土砂災害警戒区域等の指定状況は、平成28年6月7日の地域防災の指標より変化はないでしょうか。私は佐谷ですが、佐谷の防災ダム等の防災ハザードマップはどんなふうになっておるのか。また、特別警戒区域で、改修工事の必要な場所はありますでしょうか。

2番目に、原子力災害について。玄海原子力発電所から本町は70キロ圏内だが、その対策はどうなっておりますでしょうか。

また、一般社団法人粕屋医師会との地域救護計画の糟屋7町との協定締結は、完了しているとみていいんでしょうか。

4番目に、粕屋医師会との連携を含めた医療機関自体の被災対応はできてるのか。

5番目に、二次、三次災害続発と長期化の対応は。

6番目に、被災者の生活対応、社会保障の機能はどうなっているか。

以上についてお尋ねしたいと思います。

○議長（三角 良人） まず、児玉君、ちょっと。通告順にて言ってたでしょう。通告順に、質問は。

○議員（1番 児玉 求） ああ、全部でしたね。

○議長（三角 良人） でしょう。逆から入ったし、通告以外の質問も、今、幾つ出ました、2つか。

だから、あなたが出た通告に従って答弁をさせます。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 担当課長から先に詳細説明をさせて、後でお答えします。

○議長（三角 良人） 質問順が逆になっていますので、まず、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それではお答えいたします。

御存じのとおり、国保制度はことし4月から制度を創設以来と言われる大きな改革が行われます。この制度は、被保険者の年齢構成が高いため医療水準が高く、非正規職員や年金受給者など、所得水準が低い方の割合が多くなっています。そのため、保険税負担が重く、保険税収納率は余

りよくありません。

また、保険者である町としても、運営費用の収支不足のため、一般会計からの繰入金や町によっては次年度の予算から借り入れる繰上げ充用を行い、維持しているのが現状です。

須恵町は、この10年間で10億円以上的一般会計からの繰り入れ、国保会計の赤字補填を行っています。そこで、国は、この国保制度を子や孫の時代まで持続させるため、国民健康保険法の改正により、国保への財政支援の拡充をし、財政基盤の強化を行いました。

ちなみに全国で27年度から約1,700億円、30年度から合わせて3,400億円の公費が投入されます。同時に、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充も行われます。

今議会で、国保税率の改定のための国保税率条例の国保税条例の一部改正を提案しております。内容は、委員会で詳しく審議していただきますが、県が示す標準保険税率について、昨年度税率改定をしたおかげで、現状の調停額と差異がなく、赤字補填の解消についても、今後のこの制度の動向を見てみないとわかりませんが、急激に税率を上げていく必要がなさそうです。

それでは、通告の質問項目に沿って回答いたします。

まず、1つ目です。町の被保険者の現状。

平成30年1月の国保の人数、世帯、所得の割合をお聞きしたいとの御質問です。平成30年1月末現在の被保険者数は6,315人、世帯数は3,701世帯で、同時期の1年前と比較して、被保険者数は201人の減、世帯数は57世帯の減となっています。

所得構成については、配付しておりますので御覧ください。上段が、所得や世帯の人数に応じた軽減世帯、下段は、所得に応じた所帯割合です。ちなみに、所得200万円以下の世帯は、全体の75%となっております。

次に、県とともに国に国庫負担の増額を要請されるお気持ちはあるかお聞きしたいという御質問です。定率の国庫負担割合32%のことを言わわれているのだと思いますが、国の支出金はそれ以外にも財政調整交付金、保険基盤安定負担金、この中にも保険税軽減分、保険者支援分、高額医療共同事業に対する負担金、保健事業特定健診に対する負担金とあります。

また、国以外にも県の支出金、被用者保険等の調整のための診療報酬支払基金、高額療養費の市町村間の平準化を図る国保連合会からの交付金等もあります。

さきにも説明しましたが、30年度から国保制度改革により、消費税や被用者保険の制度改革により、国費等から3,400億円ものの公費が投入されます。国保負担の増額はありがたいことですが、増額になるということは、国保被保険者以外の方の負担を強いることも予想されますので、まずはこの3,400億円の公費投入の継続を希望したいと考えます。

次に、3番目。町は住民の最後の砦です。町長が言っておられるお年寄りに本当に長生きしてほしい施策をお聞きしたいという御質問ですけれど、須恵町の助成は、平成22年の厚生労働省

の調査で、長寿全国第9位となりました。大変うれしい限りです。

しかし、町が目指すのは、医療機関に継続的に依存をしなくてよい健康寿命の延伸です。昨年度、健康福祉課のほうで、健康増進計画を策定し、住民の皆様の健康維持に、行政としてできることを支援、または疾病等の予防に少し介入させていただいております。

健診の受診率を上げ、きめ細やかな保健指導を行い、国保連合会が提供するさまざまなデータを活用し、個別に町保健師が訪問し、重病化にならないように支援しております。

また、町内医師会、歯科医師会と連携し、住民の皆様にはかかりつけ医を持つことを推進していきます。病気になりにくい心身の健康づくりについては、食生活改善推進協議会、有機農業研究会、老人クラブ、体育協会、行政区・校区コミュニティ等の各団体と行政の関係課との情報共有をしながら実施しておりますが、今後もさらに進めていきます。

また、後期高齢者医療広域連合が行う保健事業についても、積極的に協力していきたいと考えております。

最後に、短期証の世帯数が突出している理由と、保険証を全員交付できないかという御質問です。

前年度に未納がある世帯について、18歳を超える被保険者に、短期証の発行を行っております。分納にてお支払いをいただき、分納誓約をされて履行されない方は来庁いただき、税務課にて納付または納付相談をしていただき、お渡ししております。納税の公平性、平等性を保つためには仕方がないことでございます。

短期証が多い理由の一つとしては、未納をされている世帯の納付約束の履行への担保とさせていただいていることがあると思います。また、他市町のように、医療機関で診療を受けた後、10割負担する資格証明書の発行をしてないことも短期証が多い理由の一つでしょう。

近隣町では、短期証ではなく通常の保険証を交付するかわりに、滞納処分を強化、給与・口座・家財等の差し押さえを厳しく行っているところもあります。約束通り納付いただけるのであれば、短期証ではなく、通常の保険証の交付も可能だと思います。収納率維持のためには仕がないと考えます。

国保制度は、国保税と各種補助金、交付金等で賄っています。収納率が下がるということは、収納額が下がるということです。すなわち国保事業費納付金を納めるためには、税率を上げなくてはいけないということになります。きちんと納付されている世帯の負担増となることです。御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） どなたか？携帯が鳴っています。電源を切ってください。

次に、満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠）では、地域防災計画につきまして、総務課のほうから。

地域防災計画は、昨年3月に大幅な見直しを行い、全編600ページにわたり、改定したばかりでございます。今後も国県の各種更新や計画の見直しが行われた際には、随時見直しを行うよう、昨年9月7日の全員協議会におきまして、既に御説明したとおりでございます。

今回の御質問に対しましては、昨年全員協議会で御説明いたしました須恵町地域防災計画の概要版でも十分回答ができるものと思っておりますし、議員控室にも、この計画書を1冊置いておりますことはお伝えしましたので、御覧になってあると思います。

今回の御質問に対します詳細な回答は、そこに網羅されておりますので、ここでは質問要旨に従いまして、かいつまんで御紹介いたします。

まず、大規模自然災害における危険箇所の選定、安全対策の見直しはできているかということにつきまして、本町で想定されます大自然災害は、大雨による土砂災害、地震等になります。

危険箇所につきましては、平成27年2月、ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を明示しております。この御質問に対しましては、須恵町地域防災計画共通編の第3編、災害予防計画に記載しております。

次に、医療機関自身の被災対応につきまして。

医療機関自体が被災した場合、地震等で建物に入ることが困難であったり、大雨による浸水であったりなどの被害が想定されます。粕屋医師会との連携は必須でございますが、ほか広報医療機関及び消防機関等の情報連絡機能の確保に努めるとともに、必要に応じまして、粕屋医師会と災害協定等を締結し、有事の際にスムーズな救護体制の構築を図るよう努めます。

この御質問に対しましては、須恵町地域防災計画風水害震災対策編の第1編、災害応急対策計画に記載しております。

次に、二次、三次と長期化の対応につきまして。

この二次災害とは、事件・事故・災害が起こった際に、それに派生して起こる連鎖的な災害、例えば豪雨の後の土砂崩れなどを言います。

三次災害は、一般的に一次災害と二次災害によりまして、その後に影響を与え、日常生活を正常に送れない、通常の経済活動ができないなどのことを言いますが、東日本大震災、広島豪雨、熊本地震、九州北部豪雨など、過去の大規模災害を見ましても、長期化を免れておりません。

本町としましては、刻々と変化する状況に対応できるよう、平時から防災減災対策に努めてまいります。これも須恵町地域防災計画風水害震災対策編の第1編、災害応急対策計画に記載しております。

最後に、被災者の生活、社会保障等々の機能はどうするのかということですが、災害復旧関連等の関係法令等に基づき、肃々と対応をしていくというしかお答えできません。そのための地域

防災計画があるわけでございます。

仮に本町が甚大な被害を受け、激甚災害指定を受ければ、激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき、国県等関係機関の支援を受け、復旧・復興に努めていかなければなりません。

また、国県などの行政機関だけではなく、災害派遣ボランティア等の民間の献身的な力も必要になってくるわけでございます。

この御質問に対しましては、須恵町地域防災計画風水害震災対策編の第2編、災害復旧復興計画に記載しております。もっと詳しい内容は、繰り返しになりますが、議員控室にございます須恵町地域防災計画に記載しておりますし、お持ちのタブレットのほうにもございます。また、昨年お配りしました概要版にも記載がございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。終わりましたよ。

○議員（1番 児玉 求） 町長のお考えは。

○町長（中嶋 裕史） もう既に説明したでしょう。それ以上のことはありません。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど梅野課長からお聞きしましたが、本町の国保の現状の中で滞納額が2億5,000万円あるわけです。そして、それは記載されていますが、書類の中で。このなぜ滞納額がこれほどなったのかと。国保料滞納の原因は何かと。それをお聞きしたいと思います。

また、今後の国保料滞納について、徴収強化以外の対策を、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、国保の規模はほぼ同じ、先ほどちょっと課長がおっしゃったのは、篠栗町のことじゃないかと思いますが、国保の規模はほぼ同じ篠栗町より、国保料が約2万8,200円も、須恵町はちょっと高くなっています。

その点について、ちょっとお尋ねをしたいと。これを説明いたしますが、私どもは日本共産党の、県の自治体部の資料で、平成27年度の国保税のモデル世帯がありまして、40代夫婦子ども2人の資産割資産税5万円と仮定、所得は夫のみであります。夫の給与収入が225万1,000円、給与所得は139万6,000円であります。このことで、60自治体あるわけがありますが、その33番目が本町であります。

まず1番高いのは、9番目に古賀市が24万8,300円、20番目に宇美町が23万6,100円、須恵町が33番目で22万3,500円、38番目が粕屋町21万4,700円、42番、福智町が21万800円、45番目が志免町20万5,800円、53番目篠栗町19万5,300円、56番目が久山町19万300円です。

これを比較しますと、平成29年6月1日現在で、この須恵町、篠栗町、福智町というのは、非常に個々の世帯数も似通っております。須恵町が3,760世帯、滞納世帯が481世帯、短期被保険証が396人です。篠栗町は3,862世帯、滞納世帯が367世帯、短期被保険証は0人です。福智町は、世帯数が3,610人、滞納世帯が478世帯、短期被保険証が約139人でありまして、これを見ますと、福智町は須恵町よりも1万2,700円、篠栗町は2万8,200円安くなっています。久山町はちょっと規模が小さいのですが、3万3,200円安くなっています。

次に申しますと、国保の保険者の1人当たりの医療費というのも非常に大事になってくるわけですが、須恵町は、25年度は37万5,431円、篠栗町が34万9,169円、福智町が33万9,769円。

26年度が、須恵町が36万9,193円、篠栗町が36万8,659円、福智町が35万3,690円。

27年度はほぼ同じであります。医療費は、須恵町が37万8,086円、篠栗町が37万3,298円、福智町が37万7,896円になっております。医療費は余り変わらんわけです。

特定健診の実施率は、当町が、25年度は28.3%、26年度が31%、27年度が35.2%になっております。篠栗町が、25年が31.3%、26年が31.6%、27年が31%。福智町が、25年が23.3%、26年は25.2%、27年が26%。特定健診の受診率が、福智町は極端に少ないとです。

全国の市町村の調査では、25年度は34.2%、26年度が35.3%、27年度が36.3%で、我が町もようやく全国の平均になったと。特定健診が上がってきたというふうであります。

もう一つお話ししますと、なぜこう医療費が違うかというところですが、おもしろい特徴がありまして、一般会計からの法定外繰り入れが、大きな理由になっています。

我が町は、25年度に2億4,833万3,000円、26年度が7,700万円、27年度が1,200万円、28年度が4,200万円。

篠栗町は、25年度がゼロ、26年度が1億4,900万円、27年度が7,000万円、28年度はゼロです。

福智町は、25年度が3,762万7,000円、26年度が3,947万3,000円、27年度は10億4,121万9,000円、28年度が4億4,202万5,000円、こういうふうに法定外繰り入れをしております。

○議長（三角 良人） 質問なら早くして。もう数字の羅列はいい。

○議員（1番 児玉 求） はい。それで……。

○議長（三角角 良人） 質問。

○議員（1番 児玉 求） はい。これが、私が言いました、国保の規模は同じ篠栗町より、国保料が約2万8,200円も高いのはどうしてかという点に、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） わからんね、質問が。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 質問がわからない。

○議員（1番 児玉 求） 質問がわかりませんか。

○議長（三角 良人） はい。

○議員（1番 児玉 求） じゃ、もう一回言いますよ。国保の規模が、加入者の規模が篠栗町と非常に似ておるんです。福智町もそうですけど。

○議長（三角 良人） ちょっとマイク当たりよるよ。マイクに当たりよるけん。そうそう、うん、用心して。

○議員（1番 児玉 求） 同じ国保の規模で、篠栗町より国保料が約2万8,200円高いのはどうしてかと。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） それ。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 所得差があるから、篠栗町と須恵町はそれだけ料金が違う。須恵が篠栗より所得がいいということです。

だから、そういう町々で所得の差があるから、30年度からは県が主体となって、国保の問題を仕切りましょうということです。

だから、県で国保税。介護保険はそういうふうなことで、3段階に分けているわけです。わかります。病院にかかる料金が高いところ、納めるのは少なく納めて高いところがあるわけです。そういうところは一番悪い。税金を余計納める区域になるわけです。税の公平性というのがありますから、所得がないのに取ろうということは難しいわけですよね。所得があるから取りよるわけですよ。わかります。

それと、まず1点は、あなたは党とか、国とかそういうところからのデータをもらってきて、それをばーっと言うて、だから須恵町がどうなんですかと言う。

それと須恵町といつも比べて、その中でどうなのかという質問をしてこないと、国の質問をここに持ってこられたって、私どもは答えようがないわけです。

それは所得差があるから国保料の差が出てくるわけであって、それからその国保の料金の差というのも、以前はうちの町もやっておりました。資産税というのをかけておりました。それは二重課税になるから、今の課長になって資産税をやめましょうと、何年も、十何年も、その課題が

あったわけですけど、資産税を廃止しましょうと。

そうすると、資産税を払う人というのは、高額納税者というか、ある程度料金が高い納税をしておる人たちが、そこになって資産税を比べられる。だから、今度はそれをなくしましたので、高額納税をする人たちの国保料が安くなったわけです。安くなるわけです。資産税が別にかかります。固定資産も何も持たん人は、資産税をかけられても、何も問題がありませんので、資産税としては。だから、資産税をなくしたわけですよ、今度。

そうすると、低所得者というか、それと高所得者との平準化が起こってきたと。どこが正しいかということは、それは言えないわけです。人間一人一人病院にかかるわけですから、かかった高い料金を払いよる人たち、例えば透析だとか心臓のバイパスを通す、高い医療費がかかった人は、高く払いなさいと言われたら、それは大変なことです。医療費は高く納めて、税も高く納めないかんと。

その人たちのかかる費用は同じですよと。でも、高い所得のある人は高く、安い所得の人は安い所得なりに納めていただくということです。篠栗はそれで、いわゆる短期証は発行していないわけです。そのかわり、税の取り立てが厳しいわけです。もう払えませんと言うたって、もう、なら払えんなら、もう要するに短期証もやりませんということでゼロという、この数字だけがいかにも何かひとり歩きしていますけれども、数字というのは、それはそこの町々のやり方で、数字が出てくるわけでございますので、うちの町としては、そういう国保の加入者の人たちの同意を得て、皆さんたちに議会議決を得て、国保運営協議会のほうでも協議していただいて、そして決めているわけでございますので、何も町が貧乏だから高い税金を取るとか、そういう問題もしております。

だから、何十億円とか、今、あれは繰上げ充用をしておるところが、一遍にそれを返したから、何十億円もそこになっているわけで、うちは繰上げ充用やらしたことはありません。

その都度、一般会計からの繰り入れをやったわけで、多いときは2億円、昨年あたりは1,500ぐらいかな。（「1,200万円です」の声あり）

まあその程度の繰り入れをしておるということになるわけです。繰上げ充用をやっているようなところは、県が今度統一した県の段階で国保を見るというときには、ちょっとやっぱり負担が大きくなってくるというふうに思います。うちは繰上げ充用をやっておりませんので、そういう問題はありません。あと詳細については、担当課長のほうから詳しく説明すると思います。

○議長（三角 良人） 梅野課長。

○住民課長（梅野 猛） 今、町長が言われましたのを、ちょっと一つ訂正。篠栗町は短期証を発行しておりません。1年間の分の保険証を皆さんに交付しております。権利は権利として渡しますと。そのかわり義務は果たしてくださいよということで、滞納処分の強化はものすごいです。

差し押さえ、口座・給料・家屋、そして朝、午前中、テレビで特集がついていましたけれど、御自宅の中に入り込んで、家財を差し押さえて持って帰るということを、月に何十回も行っています。

そういうことで、篠栗は、権利は果たすけれど、払ってもらうのはしっかり払ってもらう。そうしないと差し押さえますよという方針です。うちの町は、そこまではまだやっていません。将来的には、そういうことも考えることも検討だと思います。

そして、医療費がなぜ各町違うかというと、毎年、毎年、やっぱり医療というのは、国指定は変わってきます。うちの町でも1億円レベルで増減が発生します。うちの町は、ことし、高医療費市町村に指定されました。県が示す標準的な医療費に対して、どれくらい伸び率があるかということで、県内の上位5番目ぐらいに入っております。

そのため、保健事業の充実をしなさいということで、先日、ヒアリングも行っております。医療費というのは、そうやって毎年変わるということもありますし、保険料についても、それぞれ所得の水準であったり、医療水準であったり、年齢の構成であったり、さまざまのことの要因によって決定がされています。

各町によっては、それを一般会計からの補填をするところもあれば、それはさせないと、国保の会計内で清算をしなさいということで、繰上げ充用という形をとっている市町村もあります。

そういう形で、毎年の医療費が増減することもありますし、補助金が単年度だけの補助金ではなく、過去2年間分の清算金というのも、それぞれ相互債補が行われ、医療費というのが定まりますので、保険税もそれに見合う保険税を推移していきます。

だから、各町それぞれ違います。状況が違います。財政規模も違うのと同時に、保険税も各町違うのが当たり前です。これを今後30年度以降、そろえていくような方針で、近い将来、10年後になりますか20年後になるかわかりませんけど、県下で統一できればなど。

もしくは、二次医療圏内で統一ができればなということで、県が財政運営主体となって、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと私の質問で、答えていただいていないところがありましたので追加します。

先ほどの須恵町の現状で、2億5,000万円の滞納があるわけですが、国保料の滞納の原因は何かというのを、ちょっと。

○町長（中嶋 裕史） わかりませんて言うた。通告書にないんだから、それはもうわかるわけない。

- 議員（1番 児玉 求）町長のあれですけど、そういう……。
- 議長（三角 良人）あのね、最後の質問になりますからね、児玉君。
- 議員（1番 児玉 求）はい。ちょっと待って……。
- 議長（三角 良人）最後の質問ですから。
- 議員（1番 児玉 求）これは、まだですよ。
- 議長（三角 良人）まだじゃない。またそういうことを。
- 議員（1番 児玉 求）私の質問に答えておられないから、ちょっと補足しますと、ちょっと待ってください、2問目ですから。
- 議長（三角 良人）ちょっと待ってください。ちょっと待って。2問目はないよ、3問目よ。最後の質問になりますからね。はい、よろしく。
- 議員（1番 児玉 求）ちょっと待ってくださいよ、議長。今ね。
- 議長（三角 良人）待たれん。
- 議員（1番 児玉 求）待たれんて、私の質問。
- 町長（中嶋 裕史）退場、退場、もう。
- 議長（三角 良人）ちょっと、何言いようとですか。指示に従わな私の。誰が仕切りよると思う。
- 議員（1番 児玉 求）私の質問……。
- 議長（三角 良人）違う、だから3問目やから、まとめて質問すればいいでしょうが。
- 議員（1番 児玉 求）2問目でしょう。だから1問目の。
- 議長（三角 良人）違うて。（「3問目の中に入れて質問してください」の声あり）そう。今度にまとめて入れればいいでしょうが、3問目に。（「3問目に、それも入れてくださいよ」の声あり）
- 議員（1番 児玉 求）いや、だから2問目。
- 町長（中嶋 裕史）両方で2問よ。
- 議員（1番 児玉 求）違います、違います。
- 議長（三角 良人）だから今ね。
- 議員（1番 児玉 求）いやいや。
- 議長（三角 良人）もう余りね、しつこく言うと退場させますよ。ルールがあるんだからね。
- 議員（1番 児玉 求）いや、それは。
- 議長（三角 良人）権限があるんです。議長に。
- 議員（1番 児玉 求）おかしいでしょう、だから。
- 議長（三角 良人）おかしくない。

○議員（1番 児玉 求） 2問目ですね。

○議長（三角 良人） ちょっと、本当にね、退場させるよ、あなた。

○町長（中嶋 裕史） わかつとらんねえ、もう。

○議長（三角 良人） ちょっと、町長いいけん。

○議員（1番 児玉 求） いやいや。

○議長（三角 良人） あのう、児玉君。だから、再質問で3問目だから、答えが残つとうと、
残りを全部質問して終わってください、今度。いいですか。わかりました。

○議員（1番 児玉 求） はい。わかりました。

そうしたら、再度お聞きします。町長は、その滞納の原因はわからんと言われましたね。しかし、資料でも提出されてるとおりに、これは30年1月末だけど、世帯数が3,701世帯で、被保険者が6,315名、滞納額が2億5,388万5,290円。

で、これは29年11月30日現在の数字ですけど、軽減所得200万円以下の世帯が、3,700世帯のうちの2,766世帯、74.7%がそういう世帯なんです、200万円以下の。

だから、払えるわけないんじゃないですか。それがわからんて言われるのはおかしいんじゃないですか。

○町長（中嶋 裕史） 個人の所得……。

○議長（三角 良人） ちょっと、ちょっと、町長。待つとて。

○議員（1番 児玉 求） それが1つ。そして、私が先ほど言いましたとおり、このモデルですね。世帯の国保税のモデルというのは、これは平成27年度分でありますが、給与収入が225万1,000円で、給与所得が139万6,000円で、40代の夫婦で子ども2人、資産税が5万円というのをモデルにした分の数字なんですよ、このあれば。だから、その所得が違う欄には……。

○町長（中嶋 裕史） それぞれ違おうもん、家庭が。

○議長（三角 良人） ちょっと、待った、待った。一問一答やないっちゃけん、町長。ちょっと待って、抑えて。

質問をね、ぴしゃっとしてください。以上ですか。

○議員（1番 児玉 求） 町長の……。

○議長（三角 良人） もしもし。

○議員（1番 児玉 求） はい。再度聞きます。町長に、県とともに、国に国保税負担を要請されるお気持ちはあるのかどうか。それをお聞きしたいと思います。（「防災のほうはいいんですか。3問目ですよ」の声あり）

ああ、防災のほうも。言います。（笑声）

特別警戒区域での改修工事の必要な場所はありませんかという問い合わせに、ちょっと答えていただけませんでしょうか。

○町長（中嶋 裕史） 通告書に書いとらんでしょうが、そういうことは。何ば言いようとですか。

○議員（1番 児玉 求） これは、でも防災の資料の中にあるとですよ。

○町長（中嶋 裕史） あっても、あなたが通告書に書いてますかて、それを。

○議員（1番 児玉 求） いや、書いてなくてもこのぐらいの関連は、答えられるでしょう。

（発言する声あり）

○町長（中嶋 裕史） あそこへ行ってから、読んでくださいよ。（「議員控室にあるけん」の声あり）

○議長（三角 良人） あなたがね、勉強が足らんて言われとるでしょう。わかってます。以上ですか。以上ですね、3問目。

○議員（1番 児玉 求） はい。以上です。

○議長（三角 良人） もう以上で。誰か、今の答弁に答えられる人。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 所得というのは、標準ですよ。子どもも、その子ども2人で、2人が大学生なのか、小学生なのか。それも違うでしょう。大学生になったら、ものすごく要りますよ。それで払われんとですよ。払われんから、滞納になつるとでしょうもん。ただそれだけでしょう。払いたくないけん、滞納になるとですよ。それだけでしょう。そこは調べたとですか、あなたは。調べたとですか。

○議員（1番 児玉 求） 払えるでしょう、常識的に言うて。

○町長（中嶋 裕史） だから、何言いようとですか。それを第一義に、健康保険税は一番大事だからと、ね、言うことで一番に払おうと思えば払えるんですよ。食べる物も食べなくて、払おうと思えば払えるんですよ。その考え方方が違うわけでしょうが、言いよるのが。

○議員（1番 児玉 求） いや、あのう……。

○議長（三角 良人） あのね、答えられません。あなたは、もう。（「終わり」という声あり）あと1つは。

○町長（中嶋 裕史） それと、防災のほうはね、本を読んどきなさいて。それで全協で説明したばっかりでしょうが。それを何ですか、あなた。ほかの議員さんたち、じゃ、今度困ってから、同じような話ば何べん聞かないかんとかて、そういう気持ちで聞きよんしやるわけでしょうが。あなただけでしょう、聞いたらんやったとですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや。

○町長（中嶋 裕史） ちゃんと書類もありますよ。今は、もう……。

○議員（1番 児玉 求） 私が、今、聞いたのは。

○町長（中嶋 裕史） いや、あんたは言われんとて、何も。

○議員（1番 児玉 求） はい。（笑声）

○議長（三角 良人） いいですか、追加説明は。こっちが説明するとは、よかけん。今の1問目の、その。梅野課長。

○住民課長（梅野 猛） これは、先ほど、最初に登壇したときに御説明申し上げましたとおり、国庫負担の増額は大変ありがたいことなんですけれど、これ自体が、ほかの被保険者といいますか、社会保険の被用者保険者等にも負担増というのも、今までの経緯から見れば、負担増になる可能性が大いにあります。

制度が来年度から新しく始まります。これで、国は3,400億円の国費を投入されたわけですので、まずはこれを維持していただきたいということを願いたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上をもちまして、児玉君の一般質問を終結します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時45分とします。休憩に入ります。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥でございます。

きょう、本日の一般質問、私が最後になりますけども、中嶋町長におかれましても一般質問はこれが最後の答弁になると思いますけども、過去、思い残すといろいろと浮かび上がりますが、今回の質問の中で不適切な言葉がありましたら御了承願いたいと思います。それでは質問事項に移ります。

通告に従いまして、今回は、4期16年の町政の総括と今後のまちづくりに期待することはということでございます。中嶋町長は、ことし4月末日で任期満了を機に後身に道を譲り、町長を退任する旨、昨年の12月定例会で表明されました。

この4期16年の間には、平成の大合併をめぐる議論があり、そして、その合併の是非の判断も求められました。また、同時に、厳しい財政の立て直しのため行財政改革も行われ、3期目には、県や全国の重要な役割にも就かれ、町を越え大いに活躍されました。

4期目には、全国的な人口減少傾向の中、町独自のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。

国の補助金を活用し、企業、地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図り、稼げるまちづくりにも取り組まれ、未来に大きな足跡を残そう、期待されるオープンイノベーションセンター「スエノバ」も設立されました。

この16年間の間に、町行政による子育て支援、福祉の充実、インフラ整備、民間の食料品店等の企業進出で須恵町は大きく発展し、人口も確実に伸びてまいりました。そのおかげで、我々多くの町民は穏やかに暮らしていくことができました。

さて、町長御自身はいかがなものだったんでしょうか。我々議員、町民にはわからないいろんな苦労があったのではないかとおもいます。任期中最後の定例会、一般質問に当たり、町長にお聞きいたします。

4期16年を振り返り、これまで行った須恵町の町政の総括、自己評価をしていただけないかと思います。そういったら、評価は町民がするものと言われるかもしれません、しかし、全ての花が咲きほこったわけではないではないですか。町長の思い、志を引き継ぐため、育ってない、また、咲ききれてない花を咲かせるためにもどうしたらよいのか、ぜひ、お話しください。そして、議員、町職員、町民の皆様に、今後の須恵町のまちづくりに期待すること、メッセージをいただけないかと思います。

ここで、お尋ねいたします。4期16年を振り返り、これまで行った須恵町の町政の自己評価、総括をお願いします。果たせたこと、果たせなかつたことをお願いいたします。また、今後の須恵町のまちづくりに期待すること、メッセージをください。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 総括をお願いしたいということですが、総括は先ほど言われましたように、町民が評価することでございまして、その必要はないだろうというふうに思っておりますし、また、後進に期待するもの。これも、私が大それて言えることじゃない。ただ、ずっと、1期目から4期目まで、こういうことをしたのかなあという思いが自分でもあるわけでございますが、それを言う機会を与えていただきまして感謝申し上げるところでございます。

1期目というのは、総じて、僕が町行政に対しての思いというのは教育を基盤に据えたまちづくりをやろうというふうなことでございました。今、教育委員会のほうは一生懸命その対応をしていただいて、僕が思った以上の成果を上げていただいておりますことに感謝を申し上げるところでございますが、1期目の時というのは、言われましたように合併問題が大きなショックでございまして、前町長から言わされたのは、お前なったら、次、合併をせれよと言われまして、私も、若干、53歳でなっておりましたので、わー、60前に失職せないかんとかなと思う気持ちがあって、確かに、なった喜びというのは一つも感じませんでした。これから、どうしようかなと。偉大なる前町長のあとを受けて、私ごときができるのかなというのが一番に感じたところでござ

います。宇美、志免、須恵で合併しようとしたわけでございますが、宇美、志免、須恵では国道はない、鉄道はない。それから、ボタ山の問題を解決しようと思っても、粕屋町がそこに入つておると。宇美と粕屋と関係ない。ごみの問題にしてもそうですね。篠栗と、また、そがんある。だから、6町合併ならばわかるけども、3町合併で、これから先、須恵町がよくなつていくということは考えられないなと思う気持ちがありましたが、前町長が合併、途中からと思ひますのが、慎重派だったのが推進派にパッとかわられまして、合併、合併と言われますので、合併の問題もなつてから勉強させていただいたようなところでございますが、3町合併も調印の一歩手前までいったんですが、粕屋町がそこに入つていないというのは核がないということで、私は脱会をしようということで3町合併が破綻になつたわけでございますが、その時、先輩諸氏にいろいろと聞いてみると、おまえ、合併せんかってよかつたっちゃないやつて3町で。その言葉を聞いて、私もちょっと安心をしたというのが事実でございますし、合併そのものに反対したっていうか、否定的ではなかつたわけでございます。

粕屋町が入つた中での糟屋郡の合併というのはすごい力を發揮するなど。粕屋町入れますと、福北ゆたか線がありますし、国道21号線ですかね。そういうたるものもあるし、JRの駅が7カ所も粕屋町にあると。そこが一番の中心地であると。そこで、一応、合併をして、古賀とか、そのへんあたりを吸收合併すれば、粕屋町が中心となつたまちづくりが今後できていくのかなというのは思つておつたわけでございますが、なつてすぐ、だから、何も構想を持つておつたわけじゃありませんので。ただ、前町長から引き継ぎましたボランティアセンター、今、オイコスと言っておりますが、オイコスの問題、それから、福祉センター。それと、第6次拡張工事、水道の拡張工事。これは2カ年のわたつての17億円ぐらいの大きな事業でございました。その事業を、まずは、やろうということで取りかかりまして、ある程度、成果を見たんではなかろうかというふうに思つております。

2期目に入つまして、特に、また、合併の問題が激しくなつてきたわけでございますが、そして、財政の問題で交付税がカットになる。24億円交付税が来ておつたのが17億円まで下がつて、そして、ほかの税収がないということで、非常に、このころは財政が厳しくて、苦しい時代を迎えました。そして、町の財調の積立金。いわゆる貯金。これもわずかでございましたので、何とかつくらなくて、箱物をつくらなくていいける行政をやろうというふうに思つたわけでございます。箱物をつくつておれば、よその町の批判をしちゃいかんですが、宇美町のような形になつていつたんじやなかろうかと。宇美の町長は、合併するのに持参金は要らんという考え方でございましたので、この合併の話が出た時に、持参金をもとに図書館とか、そういう町の施設をつくつてしまおうという考え方でございましたが、私は、持参金を持たんで合併をしたら、須恵町民がつらい思いを、将来するんじやなかろうかと。だから、ある程度貯められるものは貯めて、持参

金を持って合併したいという思いがあったわけでございます。厳しかったんですが、町民の方も、議会の方も納得いただいて、その2期目、何もつくれなくて終わったわけでございます。

そして、3期目、無投票で当選を、また、いただくというようなことになりますて、本当に、須恵町民の方の理解と申しますか、そういう思いに感謝しかありません。そして、3期目に入りました、いわゆる、渡辺具能代議士が、俺は10キロも、20キロもあるトンネルは掘りきらんばってん、たった15センチのブロック塀ぐらい通過さしきいばいというのを言ってありました。10月に選挙があって、11月に上京した時に、代議士、それ、何かちょっと動かんと口ばっかりって言われるっちゃないですかって言いましたら、今の代議士の宮内さんが秘書でございましたが、宮内君、古賀にできとったろうが、あの図面持ってきて。古賀もできとったんですよ、11月に。きちんとしたものが。

そしたら、渡辺代議士が、11月ぐらいやったですかね。名譽町民になっていたみたい、その推戴式の時に、ちょっと私に言われたのが、あん時は、須恵のことは頭に入っとらんやったもんなど。古賀のことでいっぱいやったと。古賀にスマートインターの社会実験を終わらせればよかったです。古賀のことやもんな。そして、私が言うものだから、ちょっとびっくりされたっていうか。そういうことがありました。それで、図面を誰か書いちやらないかんもんなと言われて、その時に、私が、九大の後輩で山本さんがおらっしゃあでしょうもん。と言ったら、電話されました。携帯電話で。そして、最初、絵を描いていただいて。それでトントン拍子でいったわけで、社会実験が成功したということで、本格導入っていうか、そういう形になったわけでございますが、まだ、あれは本格じやありません。まだまだ、地域の皆さんとか、そういう方々の御意見をいただきながら、あれを、いわゆる、乗用車だけしか通過できませんので、大型車も通過できるような形にもっていくのが本格運用ということになるんじやなかろうかと思っておりますが、古賀が見送られたということが、須恵のパーキングを利用したインター化というものが成功したということになるわけでございます。

そのことによって、糟屋郡ちゅうのはひよろ長いところで、九州縦貫道に沿って細長いわけですから、古賀のほうに勤務に行かれる人、あるいは、学校の先生たちも、交通の便がよくなつたということで、須恵もへき地っていうか、そういうことじゃなくて、須恵に行っても古賀まで通勤できるよって。通勤帯割引もありますので、そういうことで行かれたわけでございます。あれが本格運用になりました、ほんとに、人口も流入できますし、その当時、買い物難民があったわけでございますが、その買い物難民も、拠点、拠点に、そういうスーパー的な店ができまして、あの一帯、赤坂一帯は買い物難民ではありません。あの時代を知っている人っていうのは、まさかっていうぐらいの開けよう、今なってきたわけでございます。

それは、その前に、旅石地区との4大事業をしようということで、原田　昇町長時代に、須恵

高校、いわゆる、高校を誘致しようということがありました。そして、吉松昭幸町長時代に、県道志免・須恵線をつくろう。あそこから1.1キロメートルありますので、これを県道でやっていただきたいと。あの道は県道でございます。県道で、だから、吉松昭幸町長が、あそこに、県道が引きやすいような形で志免・須恵線をつくられた。そして、あそこに、県道と、それと買い物難民的な、いわゆる、拠点を、あそこにつくった。それも承知してつくったわけじゃありませんが、便利になれば、あるいは、道ができる、非常に便利さを感じるようになれば、そこに人が寄ってくる。企業が進出してくるっていうのが目に見えてわかったわけでございます。

それと、また、質問者が言われましたように、3期目になりますて、県の段階の役職が回ってまいりまして、県の公民館の会長もさせてもらっておりますし、もともと、代議士のポストであった県の治山林道協会の会長も、変なことから、私に回ってまいりまして、そして、全国の役員にもならせてもらったというようなことが、たまたま、3期目にそういうのが合致して、2つの職をいただいたということあります。

3期目の終わりから4期目にかけては、待機児童の問題が、人口がふえたもんだから、いわゆる、幼稚園、保育所の園児数がふえて手狭になったという問題と老朽化の問題と、ちょうど一致した段階で、だから、レインボーと、それから、アザレアを新しく建てかえたという状況になつたわけでございますが、1期目、2期目の時には、こういう大きな建物ができるとかっていうことは想像もしてなかつたわけですが、それをつくりしていただいたということであるわけでございます。幼保一元化をした2つの幼稚園をつくりしてもらったということでございます。

それで、国のはうは、地方創生だとか、働き方改革とか、ふるさと納税の問題とか、いろいろいっておりますけど、ほとんど国のはうの失敗しておりますね。合併の問題で失敗し、それから、教育改革というか、平成3年からやつた問題があるわけですが、もともとは、いわゆる、生涯教育と言いつたんですけども、それが生涯学習というふうな名前にかえて、それも、まず失敗したのが、県あたりがほとんど失敗しまして、町村も生涯学習社会へ向けて生涯学習課にした。そういうところは全部潰れておりますね。

でも、社会教育は、文科省が30年度中に廃止するというふうなことを言っておる。これも失敗するんじゃなかろうか。社会教育を廃止してできることがないわけでございます。やっぱり、町の自治体というのは社会教育なくしては、いわゆる、やっていけないという状況下にあるわけでございますので、これも、いずれは死に物狂いの状況で、合併の問題も潰れたし、総括1つしないわけでございますが、総括すればいいことは出てこないわけでございますので、合併の問題もおかしくなったということでございます。

そして、きょう、いろいろと出ておりましたが、きのうが東日本大震災の7年目の日であるわけですが、ちょうど12年前に西部沖地震も発生いたしましたわけでございます。あと熊本とか、九

州北部とか。そういう安心安全の、いわゆる、災害、防災というのは防げることは絶対できないわけですから、できてからどうしようかということじゃなくて、できることを想定したまちづくりをしておかなければならぬというふうなことでございます。

城山に公民館の建設の話がありまして、じゃ、城山公民館だけではお金を集めきらんということでございましたので、防災センターというものを一緒に。平均年齢がものすごく高いですね。四十何歳ぐらいですから、城山が一番たこうございます。だから、遠くまで動けないということですから、城山の地の中に防災センターをつくるのが一番ベターなのかなと思いまして、公民館併設の防災センターをつくらせてもらったということでございます。

そして、最終的には、田ノ上さんの家の近くのあそこに、中央の防災センターを、そこにつくろうということで、土地は3反ぐらいですから3,000m²強の土地を買うことができまして、契約をして、お金を払っておりますが、そこに中央の防災センターをつくろうと。ほとんど、今、山のほう側に水害とか、災害とか起こっておるということでございますので、山側に一つもなかったわけですから、今、城山ができて、そして、今度、防災センターをそこにつくると。それは、町の中に走っております県道の35号線、筑紫野・古賀線の進捗によって、町の土地を削っていきますので、須恵の防災センター、格納庫、これを県が買うような形になりますので、その金と合わせて、そこに防災センターをつくろうということでございますし、自主防災センターの組織も佐谷と上須恵のほうではつくっていただいて、ほんとに、いい活動をしていただいておりますので安心しておりますが。

それと、ダムの上に管理道っていうのを財産組合がつくりましたが、その管理道で財産組合をつくると、雨が降った時に流れて、須恵ダムの水が濁ってしまって使い物にならんという状況が起こったわけでございます。それで、財産組合のほうに、佐谷農区に頼みまして、下から出でてる農区の水とダムの水を交換していただいて急場をしのいだわけでございますが、そうすると、融通管が流れてないわけです。もう40年も須恵ダムが建っておるわけで、もう、ちょっと老朽化もしておりますので難しい問題がある。だから、第1浄水場と第2浄水場に融通管を、3億円か4億円かかったと思いますが、それを引きまして、昨年で終わったという状況下にあるわけでございます。その融通管を引かしてもらったということでございます。

町長としては、自分を評価することはできませんし、また、今後の町長さんにこれをお願したい、あれをお願いしたいと。あれを私やり残しています。そういうことも言えないということですが、町長になりましたら、要するに、アウフヘーベンというドイツ語があるわけでございますが、これでいきますと、議員さんは別です。議員さんはあれもこれも。要するに、あれもこれもしたいということでいいわけ。町民の方々から意見を聞かれればですね、あれもこれも。でも、首長になると、あれか、これかを選択せないかん。だから、小池東京都知事が失敗こいたのはそ

れですね。あれもこれも。そして、そういう議会に頼らなくて、それは専門家会議で決めようということにしておりますので、オリンピックの問題も、豊洲の問題も、ちょっと問題があるわけです。あれか、これかは、本人が決めなくてはならないということでございます。あとは、上の原の土地改良の問題だとか、あるいは、ボタ山の開発。これを3町でもっておりますので、何とか金がかからないような民活で何とかしていただきたいということでございます。

ちょっと長くなりましたが、いろいろと思い起こすといろんなことがありましたですね。それも、また、議員の皆様、町民の皆様の御協力によりまして、能力がない私が4期16年もしたということで、皆さん方に御礼を言いながら回答にして。なってないかと思いますがさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 本来ならば、まだまだ16年が、今この時間帯で述べれというのも時間が短すぎるわけでございますけども、町長、今申し上げた3期目までを大体聞いたわけでございますけども、町長は、3期無投票で、4期目に選挙で当選されたわけでございますけども、それは、町長の3年間の実績が、要するに、町民の皆さんから判断されたと私は思っております。その時の、町長の4年前の6月の当初本会議におきまして、1つ目に、4期目に当たり、就任当初から、老後を暮らすなら須恵町で、子育てをするなら須恵町で、夢を見ておりましたと述べておられます。それが、今、人口増につながっている結果だと思っております。

また、2つ目に、筑紫野・古賀線の早期整備、中央駅広場の改善といったインフラ整備も行つていきたいということでございましたけども、これは県の事業が遅れるためにちょっと難しかったかと。3つ目に、教育を基盤に据えたまちづくりに待機児童ゼロを目指した幼稚園の新設、並びに、学童保育所の整備。これを支えるコミュニティの拡充ということでありますが、これも100%、私から言わしたらできてる。ありがとうございました。

それで、最後じゃありませんけど、これも、4年前に、地域包括ケアシステムの構築、スマートプラチナ社会に向けて3期の御礼奉公をしたいと。心機一転、全身全霊を尽くしたいといって初心の一端を述べておられます。このスマートプラチナ社会に向けたということは、ICT超高齢者社会のことでございますけども、これも、また、ちょっと、今後、町長も70歳になる上で超高齢者になるわけでございます。これも、次に、引き継いでもらうためにも、また、ちょっと意見を並べてもらうと助かると思います。

それで、先ほども、町長言いよらしたけど、毎年、近年のように、台風や大雨による大きな災害が発生しているわけでございますが、今月には、先ほども言いましたように、城山防災会館が完成します。町長が目指してきた地域防災計画において、先ほども言いましたように、平成

28年度に、約1億円をかけて中部防災センター用地を買ったわけでございますけども、それも、筑紫野・古賀線の道路拡張計画がおくれるために、今、頓挫しているわけでございますけども、その時に、公有地拡大に関する法律、つまり、公拡法を適用して用地買収をしたわけでございますけども、ただ、計画事業が10年以内に着工しなければ、法律の特例といたしまして、その時の1,500万円の控除が残り7年で失効するわけでございます。しかしながら、拡張計画がおくれているために、今後、どうするのか。その考えを、ぜひ、後任にも引き継ぐわけでございますけども、そこらへんも引き継ぎのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目、これが最後の質問でございます。

これは、まちづくりの期待、私の言ったメッセージの中の1つだと思いますが、私が在職している間、7年間の中で、町長と議会の関係でございますが、町長においては十分な質疑討論を重ねて、大きな波風が立たなかつたと思っておりますが、しかし、一般質問においては、質問内容において町長の表情が、先ほどもございますけども、感情の出ることがよくありました。少なからずしもあったような気がします。そこで、今後の議会、そして、議員に対しまして意見と要望がありましたら述べてください。これは反問権ではありません。私の一般質問のこととして御回答お願ひいたします。再答弁お願ひします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 私から言うことではありませんので申しませんが、議会と執行部は、須恵町ほどのいい関係なところはないと思います。言うべきところはきちんとお互いが言い合いますし、そういうことだろうと。今度、一般質問の改革で、一問一答方式にしようかという問題もあっておるわけでございますが、そういうことよりも、今までどおりで、きちんとやったほうがいいんじゃないかなろうかというふうに、私は思っております。ほんとに、皆さんたちから助けていただいてありがとうございました。

○議長（三角 良人） 町長、先ほどの防災センターが7年であれだろう。

○町長（中嶋 裕史） 防災センターの件については、用地買収を早めていただいて、あそこの分の用地を買っていただければ町にもお金が若干来ますので、それから、計画を立てたいということでございますが、今、3年目ですね。それで、あと7年ぐらい残りがあるわけでございますので、その節にはひとつよろしく。地元の県会議員も県土整備委員会でございますので、何とか、今度は力になるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、町長に答弁いただきました。もう、これはまとめになりますけども、日韓関係ではございませんけど、首長がかわると、すぐ180度かわることもありますが、

そのようなことがないように、後任の町長の引き継ぎをお願いしたいと思います。

私も議員になって7年になります。中嶋町長、任期16年の中での7年間で、私は、きょうで13回質問させていただきました。そして、議論させていただきました。一般質問に対しましては、明瞭な答弁をいただきましたが、時より、上手にかわされたような気もします。

しかし、そのおかげで、私もいろいろ勉強させていただきました。感謝申し上げます。まだ、4月末の任期まであと1ヶ月半ありますけど、ほんとに御苦労さまでございました。そして、まことにありがとうございました。もし、町長が何か、また話すことがありましたら、私、この席おりますけども。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 次期の町長と言いますか、大体、現任者責任でございますので、前の人があつとっても、悪いこといろいろやつとっても、それは現任者の責任にはなりすので、そうかわることはないと思っております。僕がやった失敗作は全部かかってまいりますので、それは受け継いでやらざるを得ないというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 以上で、松山君の一般質問を終結します。町長の答弁も最後でございました。

これにて一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。なお、午後は1時に駐車場にお集まりください。

次の本会議は3月20日午前10時から行います。本日はこれにて散会します。

午前11時19分散会

平成30年 第1回（定例）須恵町議会会議録（第4日）

平成30年3月20日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成30年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について
日程第 2 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 6 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 7 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 8 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 9 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第10 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第18号 須恵町西作業所設置条例の制定について
日程第 2 議案第19号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第20号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第21号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第23号 平成30年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 6 議案第24号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 7 議案第25号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 8 議案第26号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 9 議案第27号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第10 議案第28号 平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稻永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聰士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第23号から議案第28号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書16ページをお開きください。

提案理由として、旧西幼稚園園舎を新たに須恵町西作業所として設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたことによるものです。

次のページをお開きください。

第1条は設置について。

第2条は、施設の名称と位置。

第3条は、使用者を公益社団法人須恵町シルバー人材センターに定めるものです。

第4条は、使用権の譲渡を禁ずるものです。

第5条は、附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行する。

質疑として、シルバー人材センターが使用する施設の箇所についてはというもの。これは事務室と作業室を使用するとの回答がありました。シルバー人材センターの人数についてはどのように、178人の回答でした。4月1日を待たずに使用は開始されているかとの質疑に、既に始まっているとの回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入れます。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町西作業所設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書18ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、国民健康保険の税率の改定を行うため、並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が交付され、地方税法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

21ページの新旧対照表をごらんください。

第3条、課税額について。改正前の第1項の構成を変更し、改正後は課税額ごとに号番号を付します。第1号基礎課税額、第2号を後期高齢者支援金等課税額、第3号を介護納付金課税額とし、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるものとします。

続きまして、22ページの2項、3項、4項は、それぞれを示す第1項の号番号を追加しております。

第4条から基礎課税額に係る改定です。

第4条にて、所得割額を100分の7.4に改定。

第6条にて均等割額を2万5,000円に改定。

次ページの第6条の2では、平等割額を特定世帯以外の世帯を2万6,000円、特定世帯を1万3,000円、特定継続世帯を1万9,500円に、それぞれ改定します。

第9条からは、介護納付金課税額に係る改定です。

第9条に所得割額を算定する税率を100分の1.8に改定。

第10条にて均等割額を8,000円に改定。

第10条の2で平等割額を7,000円に改定します。

第15条から25ページの第25条前段までは、文言読点の追加等精査による改正です。

第25条、後段の第1号では、7割軽減世帯。

続く26ページの同条第2号で、5割軽減世帯、同条第3号で2割軽減世帯の各納税義務者を対象とした被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を、税率改定に伴い行うものです。

17ページ中ほどの第25条の2から、31ページの附則13項までは、精査による改定です。20ページに戻ります。

附則第1項この条例は、平成30年4月1日から施行する。2項この条例の規定は、平成30年度以降も、国民健康保険税に適用し、平成29年度分までは従前の例による。

トータルで減額になるのかという質疑に対し、全体で調定額は下がるとの回答でした。

反対討論として、県に移行するのは賛成できないとの発言がありました。この発言は、議会より当委員会に付託された議論からは逸脱しますので、そのような主張は討論として採用できない旨を伝えたのですが、話の結論が変わりませんでした。発言者の資質から見て、これ以上のものは無理と判断し、反対討論として採用したものでございます。議会の付託を軽視することはあつてはならないという意味で、紹介させていただきました。

文教厚生委員会賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第19号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書32ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が交付され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。

34ページの新旧対照表をごらんください。

第3条須恵町が保険料を徴収すべき被保険者についての改正です。第2号では、病院や診療所へ入院している被保険者について。第3号及び第4号は、継続して2つ以上の病院に入院した場合の被保険者について。いずれも括弧書きの部分、これは他の広域連合会との間でも保険料徴収について準用する旨の文言が追加されております。第5号では、国保加入中に住所地特例対象施設に入所した者が、75歳に到達したときの住所地特例の見直しがなされています。この改正により、国保と後期の制度間を移動した被保険者も住所地特例の対象となるものです。

35ページをごらんください。

附則第2条は、整理による削除です。これにより第3条が第2条へ条ずれします。

33ページに戻ります。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

反対討論として、後期高齢者医療制度は、国保からの支援金を受けているので賛成できないという発言がありました。これもこの本討論は、先ほどの議案第19号の報告でも申し上げましたので、重ねて述べませんが、今後付託の趣旨に沿わない討論をどう取り扱うか検討してまいりたいと思います。

文教厚生委員会賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書36ページをお開きください。

提案理由として、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が交付され、国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。今回の改正は、町の付属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更と文言の追加です。

38ページの新旧対照表をごらんください。

目次及び見出しを含む条文内の文言、改正前の須恵町が行う国民健康保険を改正後は須恵町が行う国民健康保険の事務に、また改正前の国民健康保険運営協議会を、改正後は国民健康保険事業の運営に関する協議会とするものです。

37ページに戻ります。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第21号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第23号

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 議案第26号

日程第9. 議案第27号

日程第10. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第6、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第

7、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第8、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第9、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第10、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算から議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は3月13日、14日、15日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書1ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億円と定める。2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は「第2条地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について。各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億2,000万円、須恵町多目的公園（仮称）整備事業債2,250万円、道路改良事業債2,380万円、緊急防災減災事業債270万円、防災行政無線整備事業債900万円、全国瞬時警報システム再整備事業債280万円、須恵第3小学校校舎改修事業債6,370万円、以下起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。

事項、防災行政無線整備工事設計監理業務委託、期間平成30年度から平成31年度まで1,500万円を設定します。

一般会計歳入歳出予算の総額80億円は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、国民健康保険操出金、道路新設改良関係が大きく下がったことなどにより、対前年度比3億5,000万円の減額、4.2%の減となりました。

主な歳入予算は、1款町税28億3,347万6,000円で、歳入全体の35.4%、前年比4,445万円、1.6%の増です。

9款地方交付税18億4,500万円で、歳入の23.1%、5,500万円、2.9%減。

13款国庫支出金8億5,912万円は、歳入の10.7%、今年度道路関係の社会資本整備総合交付金の減などにより1,070万8,000円、1.2%の減。

14款県支出金5億5,880万3,000円は、歳入の7%、施設型給付費等県負担金1,158万9,000円の増により1,932万9,000円、3.6%の増。県支出金において、県から委託された屋外広告物の整備についての質疑がありました。

17款繰入金は、歳入の3.1%で、2億6,000万円、51%の減。財源収支の不足額2億6,000万円で、2億5,000万円は財政調整基金からの繰り入れを予定しています。

19款諸収入1億3,076万1,000円は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合派遣職員人件費負担金639万1,000円の増。介護保険地域包括支援センター事業交付金331万9,000円の増などにより1,407万5,000円の増です。

20款町債4億4,450万円は、歳入の5.6%で1億320万円、18.8%の減。地方債で報告した起債のうち、臨時財政対策債は1,000万円の減。新規の借り入れとして多目的公園整備から第3小学校改修までの6事業です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の46.1%で、依存財源は53.9%です。財政調整基金からの繰入金が2億6,000万円減になったことにより、自主財源が0.7ポイント下がっています。

歳出予算ですが、1款議会費では、特別旅費が390万円ほど減。

2款総務費9億2,801万6,000円は、歳出全体の11.6%で、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費、議場設備リース料、庁舎用電源設備改修工事、基本設計業務委託料などの増により5,801万8,000円、6.7%の増です。

総務費では、嘱託職員の数について、マイナンバー関係の国の補助について、情報セキュリティクラウド負担金について、コミュニティバスの乗り入れについて、私鉄バス運行経費補助金について、オープンイノベーションセンターの収入について、滞納整理指導員賃金についての質疑がありました。

3款民生費33億43万8,000円は、歳出の41.3%で国民健康保険への繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金の減。第3学童保育所施設整備工事請負費の終了により1,795万円、0.5%の減です。

4款衛生費9億1,005万8,000円は、歳出の11.4%、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金などの減により8,571万4,000円の減で8.6%減。

6款農林水産業費1億5,996万5,000円は、歳出の2%、旅石地区水路改良工事が終了したため1億6,308万9,000円、50.5%の減。

農林水産費において、妻積遺跡上水路調査測量設計業務について、須恵町堆肥センター改修工事請負費についての質疑がありました。

7款商工費2,211万6,000円は、歳出の0.3%、プレミアム付商品券発行事業補助金が減のため3,159万7,000円、58.8%の減。

商工費においてプレミアム付商品券発行事業補助金についての質疑がありました。

8款土木費6億214万6,000円は、歳出の7.5%、道路改良事業費の減少により1億3,657万6,000円、18.5%の減。

土木費において、河川浚渫工事の場所について、乙植木平原線道路改良工事に伴う用地取得の場所について、須恵中央駅前公園整備工事における、本年度の整備範囲について、環境整備作業員賃金についての質疑がありました。

9款消防費3億7,592万9,000円で、歳出の4.7%、粕屋南部消防組合負担金は3億1,036万3,000円で、福岡市消防局指令センター共同運用委託金の増により2,738万4,000円の増ですが、城山防災会館建設工事費が終了したため4,325万2,000円、10.3%の減となりました。

10款教育費10億3,838万3,000円は、歳出の13%、須恵第3小学校校舎外壁防水改修工事、第1小学校下水道接続工事、須恵中多目的ホールエアコン設置工事などにより1億719万4,000円、11.5%の増です。

教育費において、幼稚園教諭臨時雇い賃金について、ヤングアドバイザーの減について、第3小学校の納付金、金融機関について、第2小学校の家庭訪問の廃止について、新原区開村400年記念事業補助金について、歴史民俗資料館の入場者数についての質疑がありました。

12款公債費5億2,923万4,000円は、歳出の6.6%、平成29年度で償還終了が13本、新たに9本が償還開始となります。償還終了した元金より、償還開始となる9本の元金が少ないため3,717万1,000円、6.6%の減となっています。平成20年ごろまでは、起債借り入れを抑制していたため、起債償還額は減少傾向にありましたが、今後幼児園建設などの償還が始まり、さらに小中学校の大規模改造などで借り入れを行う予定で、現時点で5億5,000万円前後の元利金償還が毎年続いている見込みとなっています。

歳出の構成比は、義務的経費が43.1%で、前年比2.2ポイントの増。投資的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費が4.2%で、道路改良工事事業等が昨年よりも少ないため2.9ポイントの減。その他の経費52.7%で0.7ポイントの増。前年に比べ、投資的経費が2億5,000万円ほど減となっているため、義務的経費その他の比率が高くなっています。

基金状況ですが、29年度末の財政調整基金と減債基金の見込み額は23億9,143万2,000円、30年度取り崩し予定額2億5,000万円と見込んでいます。

討論において、反対討論では、滞納額が多いので、国民健康保険への繰出金の減額分を国民健康保険料金に充て、低所得者の保険料の減額を望むとの理由により、議案23号に反対しますとの反対討論がありました。

賛成討論では、適切な予算措置である、低所得者の国民健康保険料金では7割、5割、2割軽減を行っているので、フォローできているとの賛成討論がありました。

続いて、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の1ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億3,000万円と定める。ことしの当初予算総額は、県が財政運営主体となる国保制度改革により、前年度と比較して率で20.6%、金額で7億8,600万円の大幅な減額となりました。

歳入では、1款国民健康保険税5億2,390万円は1,420万2,000円の減で、予算の17.3%を占めます。

3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金頭出しの1,000円で、災害による保険税の減免に対する補助金です。

4款県支出金22億4,354万円は、医療費の支払いに充てるため、保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合、交付される財政安定化基金県交付金で、予算の74%。

5款繰入金2億6,102万9,000円は9,977万8,000円の減で、主に収支不足のその他一般会計繰入金の減額によるもので、予算の8.6%。

8款町債1,000円は、保険給付増や保険税収納不足により、財源不足となった場合の財政安定化基金貸付金です。

歳出では、1款総務費3,531万4,000円は1,737万3,000円の減、人件費が主なものですですが、医療費適正化及び収納率向上特別対策費の予算の組み替えにより減額となっています。

2款保健給付費22億1,355万1,000円は1億1,154万5,000円の減で、予算の73.1%。

3款国民健康保険事業費納付金7億4,440万4,000円で、予算の24.6%、県全体の保険給付費について、国県費等の公費で補われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款保健事業費3,140万円、29.1%の増となっています。

質疑において、一般会計繰入金の減額についての質疑がありました。

討論において、前年どおりの一般会計からの繰り入れを望むため反対するとの反対討論があり

ました。

次に、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の57ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,600万円と定める。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億3,100万円は、1.6%の増。

3款国庫支出金131万8,000円は、システム改修業務委託料に対する補助金です。

4款繰入金9,362万4,000円は10.6%の増で、人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する、保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款総務費912万9,000円は、62.8%の増、職員1人分の人件費とシステム改修業務委託料が主なものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億1,521万8,000円は、3.4%の増。

3款諸支出金105万1,000円です。

討論において、国民健康保険と75歳以上の後期高齢者医療を切り離した制度自体に反対のため、この予算に対しても反対であるとの反対討論がありました。

次に、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の85ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,300万円と定める。

第2条、地方債は第2表地方債による。

89ページ、第2表地方債です。

起債の目的下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円、多々良川流域関連公共下水道分2億8,110万円、資本費平準化債公共下水道分6,930万円、資本費平準化債流域下水道分2,120万円、特別措置分4,650万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,332万1,000円は、供用開始面積の減により464万8,000円、25.9%の減。

2款使用料及び手数料で下水道使用料2億6,039万6,000円は、前年度実績による増を見込んで1,453万1,000円、5.9%の増。

3款国庫支出金で下水道費国庫補助金1億2,100万円は、国庫補助に係る工事の減により700万円、5.5%の減。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億707万9,000円は959万2,000円、3.2%の増、下水道施設整備基金繰入金3,169万6,000円は137万5,000円、4.2%の減で、

平成26年度から29年度までの基金積み立てを当該年度の30年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円、前年度と同額です。

8款町債で下水道事業債4億4,650万円は、第2表地方債で管渠築造工事等の増により6,490万円、17%の増です。

歳出では、1款総務費2億195万3,000円は、受益者負担金前納報奨金の減により144万5,000円、0.7%の減。

2款下水道事業費5億496万3,000円は、管渠築造工事請負費及び修繕料の増により6,359万1,000円、14.4%の増。

3款公債費4億7,530万円は、償還元金の増により1,374万4,000円、3%の増です。

次に、議案27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について。

特別会計予算書の121ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円と定める。

第2条地方債は、第2表地方債による。

125ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,410万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料723万8,000円は、前年度実績により6万円、0.8%の増。

3款繰入金で、一般会計繰入金5,365万2,000円は524万円、10.8%の増。

6款町債で下水道事業債2,410万円は70万円、3%の増です。

歳出では、2款農業集落排水事業費2,171万5,000円は、施設修繕料の増により711万6,000円、48.7%の増。

3款公債費6,223万9,000円は、償還利子の減により77万7,000円、1.2%の減です。

次に、議案第28号平成30年度須恵町水道事業会計予算の提出について。

別冊の水道事業会計予算書の1ページです。

第1条、水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、1、給水戸数1万696戸、前年比3.2%の増。2、年間総給水量267万7,495立方メートル、0.2%の増。3、年間有収水量251万1,491立方メートル、0.7%増。4、1日平均給水量7,335立方メートル0.2%の増。5、建設改良事業費1億5,980万9,000円、49.4%の減。これは配水施設改良事業の減によるもの

です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,755万2,000円、前年比0.9%の増。主なものは第1項3目その他営業収益の手数料で、給水申し込み加入金を月15戸で見込んでいます。

第2項営業外収益2,255万5,000円、2目長期前受金の収益化については、新会計基準に伴う減価償却の増加分に対応した帳簿上だけの利益になり、現金収入は伴いません。

支出は、第1款水道事業費5億7,339万7,000円、前年比3.3%の増。第1項営業費用5億4,205万8,000円、1目原水及び浄水費2億8,289万円、951万9,000円の増。主なものは、受水費で大山ダム負担金の軽減措置が終了したことによるものです。5目減価償却費1億3,070万3,000円は976万9,000円の増額。これは緊急時用連絡管事業により設置された施設及び機械の減価償却が開始したことによるものです。第2項営業外費用3,023万9,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億273万6,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入3,500万円、前年度85.5%の減。これは緊急時用連絡管事業が、平成29年度で終了することに伴う企業債及び国庫補助金の減です。

支出は、第1款資本的支出2億3,773万6,000円、39.3%の減です。主なものは、第1款2目配水施設改良費1億5,410万円で、緊急時用連絡管が、平成29年度で終了することに伴い1億5,600万円の減額です。第2項企業債償還金7,792万7,000円は、返済年の経過により174万円の増。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費。1、職員給与費9,214万3,000円、人事異動により2.3%の減。2、交際費10万円です。

第6条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、6議案を一括して審査した結果、議案第23号から第25号までの3議案は、賛成多数により可決としています。議案第26号から第28号までの3議案は、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第23号について討論に入れます。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第23号平成30年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第26号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第27号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号平成30年度須恵町水道事業

会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人）　日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があつてあります。議会運営委員会より議会運営及び会議システム導入について、総務建設産業委員会より福岡都市圏消防共同指令センターの業務について、文教厚生委員会よりシルバー人材センターの業務について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。よって、誤読などによる数字等の整理、訂正是議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人）　以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に、御集合願います。

また、3月31日をもって退職される石井上下水道課理事、満行総務課理事に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会後そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。平成30年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 三角良人

署名議員 9番 田原重美

署名議員 10番 合屋伸好